

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成20年3月3日（月）

社会・援護局 地域福祉課

目 次

(重点事項)	頁
1 地域福祉の推進等について	1
2 ホームレス対策について	23
3 消費生活協同組合制度の見直し等について	32
4 地方改善事業等について	38
 (連絡事項)	
1 全国民生委員児童委員大会について	43
2 全国ボランティアフェスティバルについて	43
 (参考資料)	
1 平成20年度地域福祉課予算(案)の概要	47
2 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の開催状況	48
3 生活福祉資金の貸付実績等	53
4 日常生活自立支援事業の実施状況	58
5 民生委員・児童委員の状況	62
6 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の 円滑な実施について(関係課長通知概要)」	65
7 「市町村地域福祉計画の策定について(局長通知概要)」	66
8 「いのちの電話」相談電話番号一覧	67
9 消費生活協同組合(生協)制度の改正について	68

重 点 事 项

1 地域福祉の推進等について

(1) 地域福祉の再構築について

ア 現在、介護保険法や障害者自立支援法等により、誰もができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送れるよう、分野別のフォーマルサービスの整備が進められているところである。

イ 一方、少子高齢化が進んでいる中、地域での普通の暮らしを支えるためには、あらゆるニーズを全てフォーマルサービスでカバーするには限界がある。特に、

- ・ 制度の外にある生活ニーズへの対応（ゴミだし、電球の交換、米・水など重い物の買い物支援等）
- ・ 制度の狭間にある者への対応（軽度障害者、一時的要支援者等）
- ・ 「孤立・孤独」への対応（見守り、声かけ等）
- ・ 制度から排除された者を社会としていかに受け入れるかというソーシャルインクルージョンの問題

等は、地域の中で受け止め、対応していくことが必要である。

しかしながら、こうした課題を受け止め、対応している先進的なコミュニティはごくわずかであり、全体としては、体系的な取り組みが進んでいない。

ウ このような状況を踏まえ、現在、地域住民のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策を検討するため、昨年10月に厚生労働省社会・援護局内に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、これまで9回にわたり議論及び活動者からの意見聴取を重ねてきたところであり、今後さらに2～3回開催し、年度内に報告書を取りまとめる予定である。（参考資料 P48参照）

(2) 先駆的・試行的事業等の実施について

平成20年度においては、地域福祉の再構築の考えなどにたち、新たに次の事業を実施することとしたところ。各自治体においては、これらの事業を積極的に活用し、地域福祉の推進を図っていただきたい。

ア 社会福祉推進事業(新規) について

本事業は、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的として、社会福祉施策の各分野に関わる先駆的・革新的な事業に助成を行うものであり、平成20年度に創設する新しい事業である。

本事業の詳細については、総務課資料を参照願いたい。(照会先：総務課指導係)

イ 地域福祉活性化事業(新規) について

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者を市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業費に補助する事業を実施する。(別紙参照)

この事業は、奨励的補助金としてモデル的に100市町村において実施することとしており、各都道府県、指定都市及び中核市においては、管内市町村へ事業の周知を図っていただくとともに、財政措置についても特段の配慮を願いたい。

なお、具体的な事業内容については以下のとおりであるが、国庫補助協議に係る必要な手続き等については、本日事務連絡を発出したところであるので、所要の手続きをされたい。

地域福祉活性化事業実施要綱(案)

1 目的

本事業は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会に事業の全部又は一部を委託することができる

3 事業内容

以下の事業を総合的・一体的に実施する。

(1) 「拠り所」づくり事業

いきいきサロン活動やふれあい小地域活動等を実施するため、空き民家や商店街の空き店舗等を活用し活動拠点を整備する。

(2) 専任の担当者の配置

地域づくりのコーディネーターとして、専任の担当者（以下「専任担当者」という）を配置する。

この専任担当者は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役であり、中学校区等の小地域において地域福祉活動の調整や、関係機関・関係者との調整会議を主宰する。また、住民及び関係者へ、活動の周知を図る等を行う。

(3) 小地域ネットワーク活動の実施

地域住民の見守り・声かけ、サロン活動の実施、関係機関へつなぐ等、必要な支援活動の開発・発展、周知等を実施する。

(4) 相談ネットワーク会議の開催

中学校区程度のエリアの各種相談担当者（地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等）の会議、支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議を開催する。

(5) ケース支援調整会議の開催

専任担当者が主宰し、支援担当者（自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等）による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会議を開催する。

4 専任担当者の資格について

専任担当者は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額（総事業費）

1事業あたり 6,600千円以内

7 事業実施期間

原則として2年間とする。

8 留意事項

本事業は、住民相互で支援活動を行う等住民相互のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するため、地域福祉活動を推進し、地域を活性化させる事業である。

よって、既に地域福祉活動が活発な市町村に対して行うのではなく、地域福祉活動が不活発な市町村や地域福祉計画未策定の市町村等に対し、基盤整備的な奨励事業として補助することとしている。

この事業は、①専任担当者、②活動拠点、③活動に必要な経費に対し補助することにより、地域福祉活動の推進を図っていく活動着火剤的な事業の意味を持つ。

優先採択を考えている具体的な例としては以下のとおりである。

- 地域福祉の取組状況に大きな格差がある市町村が合併したことにより、地域福祉活動が不活発な地区の活性化を図る。
- 市町村地域福祉計画が未策定で、地域福祉活動を活性化したいと考えている市区町村。 等

日常生活圏域(例えば中学校区)

コーディネーターの配置(市町村事業)

活動の拠点

(集会所、空き店舗等の活用)

自発的な福祉活動(インフォーマル)

- ・見守り、声かけ活動
- ・簡易なボランティア活動
- ・日常生活支援
- ・グループ援助活動

共同募金

配分

寄付

町内会・自治会

ボランティア

NPO

地域住民

(別紙)

ウ 自立生活サポート事業（新規）について

福祉事務所に生活の困窮を理由に相談に訪れる者のうち、保護に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護に至らないボーダーライン者として存在している。これらボーダーライン層が、生活保護へ至ることの防止を図り、自立を支援するため、「自立生活サポート事業」を実施する。

具体的には、市町村に自立支援相談員を配置し、相談に応じ自立支援プランを策定し、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を実施する。

この事業は、モデル的に100市町村において実施することとしており、各都道府県、指定都市及び中核市においては、管内市町村へ事業の周知を図っていただくとともに、財政措置についても特段の配慮を願いたい。

なお、具体的な事業内容については以下のとおりであるが、国庫補助協議に係る必要な手続き等については、本日事務連絡を发出したところであるので、所要の手続きをされたい。

自立生活サポート事業実施要綱（案）

1 目的

本事業は、生活保護までは至らないものの、様々な事由により生活に困窮しているボーダーライン層に対し、自立支援策を講じることにより将来的に生活保護へ至ることの防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる

3 事業内容

(1) 市区町村に自立支援相談員を配置する。

(2) 自立支援相談員は住民の相談に応じ、そのうち支援が必要な者に対し自立支援プランを策定する。この自立支援プランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的に支援を実施する。

(3) 自立支援プランの標準様式は別紙1のとおり

(4) 自立支援プランの記入要領については別紙2のとおり

4 自立支援相談員について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域福祉包括支援センターの職員、介護支援専門員、市町村社会福祉協議会の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2 (負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額 (総事業費)

1事業あたり 5,000千円以内

エ 自立支援対応資金 (新規) について

平成20年度創設する「自立生活サポート事業」における自立支援プラン対象者への支援メニューの一つとして生活福祉資金貸付制度の資金種類に新たに「自立支援対応資金」を創設することとしている。

自立支援対応資金は、従来の資金種類とは異なり、「自立生活サポート事業」における自立支援プラン実行中の者に限定して貸付ける制度であり、借受世帯に対する貸付決定時及び貸付中の対応については「自立生活サポート事業」の実施機関が関与する仕組みとすることとしている。

貸付条件は以下のとおりとする予定であるが、詳細については別途、生活福祉資金貸付制度要綱等の改正でお示しする予定である。

なお、これに係る社会福祉協議会への貸付事務費の財政措置について特段のご配慮を願いたい。

○ 貸付条件 (案)

- ① 対象者：「自立支援プラン」の対象者
- ② 貸付限度額：原則月10万円以内
- ③ 貸付期間：12月以内
- ④ 据置期間：2月以内
- ⑤ 償還期間：7年以内
- ⑥ 連帯保証人：必要
- ⑦ 実施主体：都道府県社会福祉協議会
- ⑧ 貸付原資：既存の生活福祉資金の原資を活用

自立支援プラン表(標準様式)

目標とする生活										
期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	(初回作成日 年 月 日)

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目 標	自 立 支 援 プ ラ ン			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者

自立支援プラン表（記載例）

（例1）

<多重債務を抱える日給制のアルバイトをしている男性の例>

目標とする生活	○ 借金を減らしたい。 ○ 技術を身につけ、定職に就きたい。 ○ 安定した生活を送りたい。
期 間	平成19年10月14日 ~ 平成20年3月31日（初回作成日 19年10月14日）

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目 標	自立支援計画			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者
収入からみると家賃の高いアパートに暮らしている。	暮らしやすく、住み慣れているのでこのアパートにいたい。	収入が多い時代に借りたアパートに暮らしている。	借金を整理し、将来的にも安定した収入を得られるような基盤をつくる必要がある。そのためには、定職につくため、まず技術を身につける。平行して借金を整理する。	1. 現状の家計簿をつけてみて収入・支出の現状を知る。 2. その上で、現状の収入に見合った生活計画を立ててみる。 3. 収入に見合った家賃ではないので、転居を提案する。 4. 収入増を図るため、技能習得を行う。 5. 借金の整理を行う。	1. 家計管理の習慣が全くなかった。自分の家計の状況をしっかりと把握したい。 2. 現状の収入に見合った計画を立ててみたい。 3. 住み慣れた住居であるが低家賃の7パートを探し転居したい。 4. 技術を身につけたい。運転免許も取りたい。 5. 定期的に返済したい。また、借金を整理したい。	1. 家計簿をつける。 2. 生活計画を立てる。 3. 低家賃7パートに転居する。 4. 職業訓練校に通う。自動車学校（夜間部）に通う。 5. 弁護士と相談し、借金の整理手続を行う。	自分の収入と支出のバランスを知る。		社協の家計簿診断を受ける。	社協A課長
技術や資格を持っていないため、建設労働等の日給制の仕事に従事している。	技術を身につけたい。運転免許を取得したい。	高校は普通科卒。その後、専門学校に入学したが中退。					収入に見合った低家賃住居への転居の必要性に気づかせる	生活福祉資金福祉費の貸付	社協資金担当Bさん 職業訓練校F先生	
低収入にもかかわらず、浪費傾向あり。カードでの買い物多い。	知らず知らず借金がふくらんでしまった。安定した収入を確保し借金を減らしたい。	金銭管理が苦手な浪費傾向がある。欲しい物があるとローンで組んで買ってしまふ。					自分のやりたい科目を選定させる。	生活福祉資金の技能取得費・自立支援生活資金の貸付	社協資金担当Bさん	
カードローンによる借が多い。							債務整理をできるだけ早く行う。		弁護士の無料相談 弁護士Cさん	
							訓練校に通っているかや生活異常の察知のための見守りを依頼	担当地区民生委員に見守りを依頼	自治会に見守りを依頼 民生委員Dさん 7パート管理人Eさん	

自立支援プラン表（記載例）

（例2）

＜妻と離婚。会社もリストラされ、長期失業中の51歳の男性。家族や親族との交流もなく、近隣との付き合いも断絶。家に閉じこもり傾向で離婚前の家賃の高いアパートでひとり暮らし。アルコール依存症傾向。のある者の例＞

目標とする生活	○ もっている資格を生かして働きたい。 ○ 週2日は休肝日を設け、規則正しい生活をしたい。 ○ 別居している息子と交流をもちたい。 ○ 町内会の活動にも参加するようにしたい。
期間	平成19年11月1日 ~ 平成20年3月31日（初回作成日 19年11月1日）

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目標	自立支援計画			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者
家はゴミだらけでベランダまであふれており、窓も開かない状態。布団は万年床で不衛生。	気が無くなり、なかなか片付けられなかった。少しずつでもきれいにしたい。	ひとり暮らしになって生活が乱れはじめ、その状態が続いたことにより、現状に至る。	1. 妻との離婚、リストラ、息子の家出等精神的に落ち込んでいる。少しずつ規則正しい生活を戻し就労に繋げていく。	1. ゴミの片付けを近隣のボランティアにも協力をいただきかたづける。 2. ハローワークに同行して求職活動を行う。	1. 近隣の人には迷惑をかけたくないのでひとりで片付けたい。 2. もっている技術を生かした職に就きたいので、求職活動行いたい。	1. 規則正しい生活を送る。	前提となるゴミの片付けや食事の準備を行う中で達成感をもたせる。当分は週1回配食サービスを活用。	粗大ゴミの回収は市へ引き取りを依頼	社協の配食サービス（週1回）	自立支援相談員A 社協Bさん 弁当を配るCさん
妻と離婚後、同居していた息子も家を出て行って、連絡が途絶えている。	もう一度同居するのは無理かもしれないが、電話等で連絡を取るまでには関係を回復したい。		2. 息子と連絡を取り、援助をお願いする。	3. 息子宅を訪問し、話し合いの場をもつ。	3. 家の片付けが終わって仕事のめどがついたら息子にあつて話をしたい。	2. ハローワークで求職活動を行い、就労する。	希望する職種とのマッチング支援	ハローワークでの求職活動	ハローワークへの動行・支援	自立支援相談員A ハローワークD相談員
近隣との接触を拒んでいる。	盆踊りが好きなので町内の盆踊り大会に参加したい。	離婚・リストラのほがしきから近所との付き合いが疎遠になる。	3. ひとりで暮らしなので生活異常を速やかに察知できる体制が必要。	4. 見守りネットワークの構築	4. ひとり暮らしなので何かあったときの手助けをお願いしたい。	3. 息子と話し合いの場をもつ。	週1回程度の生活サポートをお願いする。		息子の支援 近隣の見守り	息子 町内会長 民生委員 近隣Eさん
以前は技術職であったがリストラされ、現在無職。貯金をとり崩して生活。	手に技術はあるので、これを生かして、もう一度働きたい。	リストラ後働く気はあったが、無気力から求職活動がおっくうになった。	4. 貯金を取り崩す生活なので家賃の安いアパートへの転居等支出の減少が必要	5. 家賃の安いひとり暮らし用のアパートへの転居を提案	5. 住み慣れた家ではあるが、分相応のアパートに転居したい。	4. 今より低家賃のアパートを転居する。	収入に見合った低家賃住居への転居の必要性を理解する。	生活福祉資金福祉費の貸付	引っ越しの際の手伝いボランティア	社協資金担当Fさん ボランティアセンター Gさん
離婚前の3DKのアパートにひとりで生活している。	住み慣れているので、ここで暮らしたい。	収入があった時代のアパートに暮らしている。								
食生活はカップラーメンやコンビニ弁当が主。昼間から酒を飲む生活。	食生活が乱れているのでできるだけ自分で食事をつくりたい。	ストレス等からアルコールに頼り、食生活も乱れた。								

自立支援プラン表の記入要領

- 本様式は、標準書式例である。本様式に記載する情報を基本としつつ、各市町村において創意工夫を図り、新たな様式や項目を追加したり、紙面の大きさを変えることは可能である。
- この様式例は、支援を必要とする者（以下「要支援者」という。）及びその家族と面接しながら生活課題を抽出・分析し、要支援者及びその家族の意欲・意向を確認しながら、具体的な目標や支援計画を立てるものである。
- 本表は、いわばケアマネジメントの思考過程を明らかにしたものであり、その手順は左から右へ概ね進めるように構成されている。
アセスメントは、要支援者の生活状況から背景・原因を分析し、その結果「総合的課題」を引き出すまでをいい、「課題に対する目標と具体策の提案」や「本人・家族の意向」欄は、専門家の提案した目標と具体策の提案に対する利用者の意向・意欲等の反応をみる段階であり、より要支援者の意向によったプランを作成するためのプロセスである。
支援プランは、「目標」以降をいう。
- 本様式例では、アセスメントに基づき、自立支援プランを立てた上で、要支援者からの同意をとる

自立支援プランの記入の仕方

<「目標とする生活」欄>

要支援者が今後どのような生活を送りたいか、自身の意思・意欲を尊重し、望む生活を具体的にすることで、要支援者が生活課題解決に自主的に取り組む動機付けとなる。

また、生活に対する意欲が著しく低下している者の場合には、必要に応じて、専門家の視点から要支援者の課題解決の改善可能性を判断し、具体的な案を提示する。要支援者の意欲を引き出すような働きかけや目指していく生活のイメージを共有することが重要である。

<「生活課題」欄>

要支援者及び家族に対するアセスメントの結果、自立生活相談が分析した生活課題について記入する。

<「本人・家族の意欲・意向」欄>

確認された生活課題の内容について本人・家族の認識とそれについての意向について記載する。具体的には、「〇〇したい。」「〇〇するようになりたい。」と記載し、その理由についても確認する。ただし、要支援者と家族の意向が異なった場合はそれぞれ記入する。

<「問題の背景・原因」欄>

「生活課題」、「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や実際の相談面接中の様子等の情報を持ち、心理・価値観、習慣、物的環境・人的環境、経済状況等の観点から整理し、分析する。

<「総合的課題」欄>

前項目で分析した生活課題から、要支援者の生活全体の課題を探すため、直接的な背景・原因だけでなく、間接的な背景・原因を探り、課題共通の背景等を見つけ出す。

<「課題に対する目標と具体策の提案」欄>

「総合的課題」に対して目標と具体策を記載する。この目標は、要支援者や家族に対しての専門的観点から示す提案である。したがって、要支援者や家族の意向は入っておらず、アセスメントの結果が現れる部分である。このため、目標は漫然としたものでなく、具体的なものとする。

<「具体策についての意向」欄>

自立支援相談員が、提案した「課題に対する目標と具体策」について、要支援者や家族の意向を確認して記載する。ここで専門家の提案と要支援者の意向の相違が確認できる。

合意が得られた場合は、「〇〇が必要だと思う。」「〇〇を行いたい。」等と記載する。
合意が得られなかった場合には、その理由や根拠が次の項目「目標」欄の根拠となる。

<「目標」欄>

前項目の要支援者や家族の意向を踏まえ、自立支援相談員と要支援者・家族の三者が合意した目標を記載する。

(当初から「課題に対する目標と具体策」について合意が得られていた場合には、「同左」あるいは「提案どおり」などを記載してもよい。)

<「自立支援プランのポイント」欄>

前項目の目標に対して、自立支援相談員が具体的な支援を考える上での留意点を記載する。

ここには、目標達成するための支援のポイントとして、インフォーマルサービスの役割など、様々な項目が書かれることがある。

<「自立支援プランの制度的サービス」欄>

前項目の「目標」、「ポイント」に対しての当該自治体における公的性格のサービス名と内容等について記入する

<「自立支援プランのインフォーマルサービス」欄>

前項目の「目標」、「ポイント」に対してのインフォーマルサービス名と内容等について記入する

<「自立支援プランの担当者」欄>

「制度的サービス」欄と「インフォーマルサービス」欄に書かれたサービスについての担当者を記入する。

この担当者を記入することにより、自立支援プランに対する目標を共有化するとともに、目標に対する役割分担責任を明確化する。

ここに記載された担当者と要支援者及び家族が一堂に会した会議を開催することが望ましい。

自立生活サポート事業の大まかな事業内容と流れ

事業の大まかな流れと事業内容は次のとおりである。

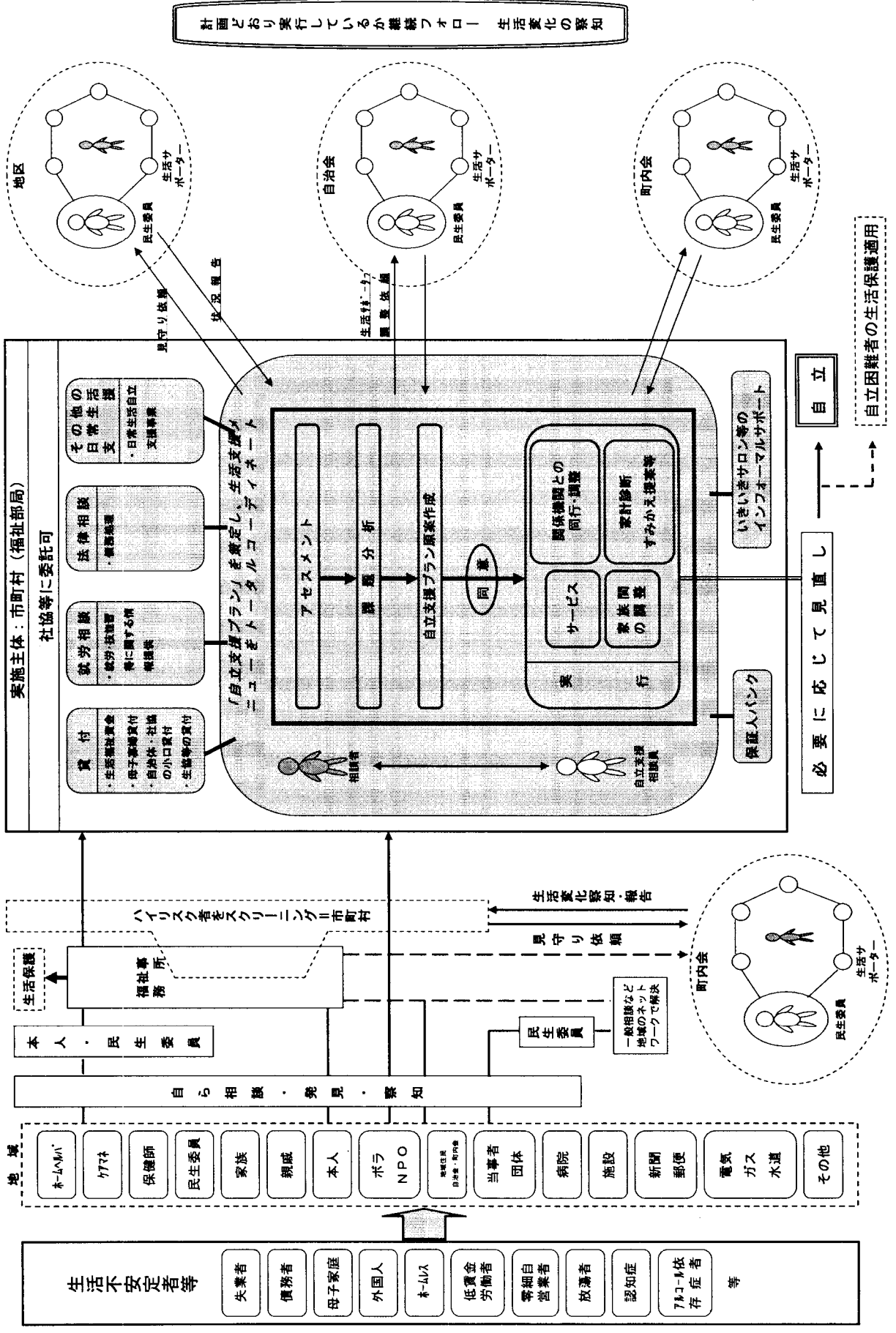
1. 市町村に自立支援相談員を配置し、福祉事務所で生活保護非該当となった者等についてスクリーニングし、自立支援が必要な要支援者等に対し、自立支援プランを作成する。

【自立支援相談の業務】

- 自立支援相談員は、相談に応じ自立支援プランを策定し、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を実施する者である。
- 自立支援相談員は、相談を受けて単に関係機関に「任せる」「投げる」ではなく、相談者に寄り添い、相談者と一緒に問題解決、調整、紛争解決のために奔走する者である。
- 福祉事務所から送られて来た者等に対し、サポート内容を説明の上、同意を得た上で、生活マネジメントのプロセス（アセスメント→課題分析→生活支援プランの原案の作成→生活支援プランに位置づけられた者による担当者会議→相談者の同意→支援プラン実行→定期的見直し）を行う。
- 自立支援プランは、
 - ・ 就労相談（就労、技能習得に結びつく相談、情報提供、専門機関への連携支援）
 - ・ 法律相談（債務処理等のための弁護士等への付き添い、橋渡し）
 - ・ 貸付資金の借受支援、援助
 - ・ その他サービス（家族間調整、地域社会への関わり援助、関係機関との調整支援）等ケースワークにおける積極的介入機能を取り入れ、継続的な支援と各種施策のトータルコーディネートを行い、自立支援をサポートする。
- 同意を得られなかった者に対しても、今後の自立支援に資するため、住み替え提案等のプランをつくり提案・助言する。
また、併せて、自治会・町内会等による、生活の変化の速やかな察知のための継続的な見守りについて、本人に提案し、同意を得た場合、その体制構築について自治会・町内会等に依頼する。

2. 福祉事務所で生活保護非該当となった者等で、自立支援プランを作成する必要のない者及び希望しない者について、本人の同意を得て、町内会、自治会等へ見守り依頼。
3. 自立支援プランは、半年から1年程度の有期とし、期間を決めて目標に取り組む。
4. その他、自立支援相談員は、多重債務に陥らないための啓発活動や家計簿診断等の巡回相談を行う。

自立生活サポート事業のイメージ



オ 日常生活自立支援事業（拡充）について

一人暮らし高齢者世帯が増加し、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれている中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の重要性は、ますます高まるものと考えている。

こうしたことから、本事業の相談支援体制を整備するため、平成19年度から計画的に、日常生活自立支援事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の増設を図ることとしたところであり、平成20年度予算案においても、引き続き所要の財源の確保を行ったところである。

都道府県・指定都市においては、本事業の重要性を認識いただき、基幹的社会福祉協議会の増設、専門員についての社会福祉士の配置促進及び所要の財政措置について配意願いたい。

カ 地域福祉等推進特別支援事業について

本事業は、「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的に、平成19年度に創設された事業である。

本事業は、平成20年度においても引き続き実施することとしているので、管内市町村をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等への周知方願うとともに、本事業を積極的に活用していただきたい。

なお、その際、「先駆的・試行的な取組に対する支援」である本事業の趣旨を再度ご理解いただき、実施する事業が単に既存施策の継続事業とならないよう留意願いたい。

(3) 要援護者の把握等について

地域における要援護者の把握等に係る取組の重要性については、昨年発出した「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号各関係課長通知）においてお示したところであるが、日頃からの要援護者に対する積極的な取組が重要であることから、改めて、以下の観点から取組を進められるとともに、管内市町村への支援を願いたい。

ア 要援護者の把握について

要援護者として想定される高齢者や障害者等の情報については、市町村の福祉関係部局において、要介護認定情報や障害程度区分情報等により情報把握に努められたい。

イ 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うため、日頃から、個人情報保護に配慮しつつ防災関係部局と連携して、要援護者情報について自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有を図られたい。

なお、個人情報を他の機関と共有するための方式として、以下の方式があるので、参考とされたい。

(個人情報をも他の機関と共有するための方式)

① 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

② 同意方式

要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式。

③ 個人情報保護条例で明記する方式

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、個人情報を他の関係機関との間で共有できる方式

※個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例
「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」

ウ 要援護者支援について

(ア) 平常時における支援

民生委員児童委員等による、日常的な見守り活動や相談・支援活動等に積極的に取り組み、情報の把握に努め、各市町村の福祉関係部局においては、民生委員児童委員等を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるような体制づくりを行われたい。

(イ) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築されたい。

(4) 生活福祉資金貸付制度について

ア 生活福祉資金貸付制度の役割・趣旨について

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯等の経済的自立等を目的とし、資金の貸付と生活の支援を行う制度として制度発足から50年以上にわたり一定の役割を果たしてきたところであるが、今日の地域社会における課題、特に多重債務の未然防止や生活保護に至らないための支援機能を一層充実させることが改めて求められる。

また、本制度は他の貸付制度では適用できない、あるいは対象とならない世帯を貸付対象とし、あわせて世帯の自立支援を行う点に制度として意義と役割がある。

このような趣旨を踏まえ、本制度が住民に周知されていないことにより恒常的な生活困窮に陥る世帯がないよう制度の積極的な周知・広報に努められたい。

イ 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

本制度の実施にあたっては、実施主体である都道府県社会福祉協議会における制度運用体制の確保と経営上の工夫や努力が不可欠であるが、都道府県によっては貸付金の償還を重視するあまり、資金ニーズへの対応が効果的に実施できていないと考えられる都道府県もある。

本制度は都道府県及び国の補助金を原資とした貸付制度であることから、貸付金の債権管理・償還対策が重要であるが、十分な償還対策を講じたうえで償還免除の適格要件にあたり、かつ、真に償還させることが困難と認められる債権は、償還免除を行う必要がある。

貸付金の償還免除を行うにあたっては、償還免除額を限度として欠損補てん積立金を取り崩して貸付原資に充当することができるが、欠損補てん積立金の不足が生じている場合は、延滞利子収入分を欠損補てん積立金に積み立てる等積極的な改善策を講ずる必要がある。

なお、償還対策については近年、組織的・効果的に期限後債権の回収に取り組み、一定の効果（貸付金・利子・延滞利子の回収）をあげている都道府県もあるため、これらを参考のうえ組織的・積極的な債権回収に努められたい。（参考資料 P 5 7 参照）

ウ 都道府県社会福祉協議会の体制について

都道府県社会福祉協議会における本制度に関わる事務費は、主に貸付金の利子収入及び都道府県の補助金によるものであり、有利子の貸付金の貸付・償還状況により事務費収入に差が生じ、これが都道府県社会福祉協議会における運営体制の格差の要因となっていることも考えられる。

本制度の安定的な運営のためには、貸付決定に必要な相談援助や調査、償還指導、債権管理のための安定的な人的体制と事務処理体制の確保が必要であることから、都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な事務費について所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

都道府県社会福祉協議会に必要な事務費については積極的な財政措置が不可欠であるが、一方、一部の都道府県社会福祉協議会においては貸付決定件数が著しく少ないうえ貸付事務費（補助金を除く）を次年度に繰り越している都道府県も見受けられるため、このような場合、平成20年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の生活福祉資金貸付制度に係る事務費の国庫補助において採択しないことも考慮し、また、積極的な取り組みを実施している都道府県に対して重点的に支援措置を検討してるためご留意願いたい。

(5) 民生委員・児童委員活動の推進について

ア 民生委員・児童委員に対する情報の提供等について

民生委員・児童委員活動が円滑に行われるためには、行政を始め、多様な活動主

体と連携・協働し、適切な相談・援助を行うことのできる体制を整えておくことが必要であるが、一部の地方自治体においては、情報提供について慎重となるあまり、民生委員・児童委員に対しても、必要な情報が提供されず、その活動に支障が生じているとの報告を受けている。各地方自治体におかれては、民生委員・児童委員活動の重要性を踏まえ、その円滑な活動が図られるよう、必要な情報の提供につきご配慮願いたい。

また、民生委員・児童委員に対しては、守秘義務の徹底を行うとともに、地域住民に対しては、民生委員・児童委員制度の正しい理解が図られるよう、広報等に努められたい。

なお、地域住民のプライバシー意識の高まりを背景に民生委員・児童委員が相談支援活動を行う際に証明書の提示を求められる機会が増加しており、民生委員・児童委員と要支援者との安心かつ適切な相談環境づくりのための「民生委員・児童委員証明書」の作成についても、引き続き特段のご配慮をいただきたい。

イ 一斉改選について

昨年12月1日には、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われたところであり、各都道府県・指定都市・中核市においては、適任者の選任にご配慮をいただいたところであり、平成18年度末に比べ、全国で約460人の増員が図られたところ。しかしながら、いくつかの地方自治体で定数に対する充足率が低いところが見受けられることから、引き続き、必要な民生委員・児童委員数の確保に努められたい。

また、民生委員・児童委員に対し、研修などを通じてより一層の資質向上が図られるよう努めていただきたい。

ウ 委嘱手続きの簡素化及び迅速化について

昨年¹の地方分権改革推進委員会において、民生委員・児童委員の委嘱手続きの簡素化及び迅速化について問題提起がされたところであり、簡略化のための方策について、現在検討しているところである。成案を得次第、別途お示しするが、各都道府県・指定都市・中核市においては、民生委員・児童委員の方が亡くなるなどにより欠員が生じた際の欠員補充の手続きについて、極力その迅速化を図るよう努めていただきたい。

エ 先般、民生委員・児童委員の研修に係る経費が公費から拠出されているにも関わらず、不適切な内容となっているとの趣旨の新聞報道があったが、各都道府県・市においては、国民の誤解や疑念を生じることのないよう、引き続き必要な指揮監督に努めていただきたい。

(6) 地域福祉計画について

昨年「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社援発第0810001号局長通知）を発出したところであるが、要援護者の把握等について、市町村地域福祉計画に具体的に盛り込み、日頃から要援護者に対する取組を行うことが、災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも繋がることから、市町村地域福祉計画の見直しについて、管内市町村への周知及び支援方ご配慮願うとともに、市町村地域福祉計画が未策定な市町村に対しては、早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、各自治体の取組を確認させていただくため、先般、地域福祉計画の策定状況等調査（課長通知）を発出したところであるので、協力方願いたい。

(7) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会には、地域福祉の推進役として、地域住民を始めNPOやボランティアグループなどの幅広い活動主体への支援やネットワークづくりに加えて、既存施策では対応し難い制度の狭間の問題に対応する先駆的・試行的事業への取組みや地域コミュニティによる福祉活動の発掘・育成、全国ネットワークを活かした災害時の要援護者支援などが期待されているところである。各地方自治体においては、社会福祉協議会ならではの開拓性、即応性、柔軟性を活かした事業展開を図ることができるよう、専門的人材の配置や所要の財政措置に配意されたい。

(8) ボランティア活動の振興について

ボランティア活動については、従来の福祉分野を超えて、環境、災害被災者支援など様々な分野で活動が行われている状況を踏まえ、企業や自治会・町内会等の小地域活動への働きかけなどの、ボランティア活動の裾野を広げる取組を行うとともに、ボランティアの力が十分に発揮できるような環境整備を図り、活動振興に努められたい。

(9) いのちの電話について

近年、我が国の自殺者は年間3万人を超えて推移する状況が続き、平成18年の自殺者は30,155人に達している。

「いのちの電話」は、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々が健全な社会人として生活できるよう援助することを目的として、全国で51センターが活動（うち、23センターは24時間体制で受付け）しており、電話による相談事業を通じ、自殺を考えている人を思いとどまらせ、また、関係機関を適切に紹介することにより、自殺予防に寄与しているところである。

各自治体においても、他の自殺予防対策の推進とあわせて、必要な人々が電話相談を利用できるよう、日頃から「いのちの電話」に関する広報等を行っていただきたい。

2 ホームレス対策について

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

厚生労働省では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「法」という。）の規定に基づき、平成15年7月31日にホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を国土交通省と共同で策定し、以後、自立支援事業、総合相談推進事業等の事業を推進し、ホームレスの自立を支援してきたところである。

この基本方針は策定後5年を目途に見直しを行うこととされていることから、現在関係省庁と連携し、改定作業を進めているところであり、平成20年7月末を目途に改定することとしているので、ご留意願いたい。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ア 平成19年調査について

平成19年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査については、同年4月に概数調査結果及び生活実態調査の単純集計結果を公表し、さらに、有識者、地方公共団体、民間団体で構成される「ホームレス実態に関する全国調査検討会」において、生活実態調査について詳細な分析を行い、平成19年11月に「平成19年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の分析結果」を公表したところである。この「分析結果」は、ホームレスを野宿期間やホームレス施策の利用状況によってタイプ分けを行い分析したものであるが、事業の実施にあたっては、これらの結果も活用されたい。（P. 26「資料1」参照）

イ 今後の調査について

今後についても、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために、概数調査を実施することとしており、平成20年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

（P. 29「資料2」参照）

(3) 平成20年度のホームレス対策事業について

平成20年度のホームレス対策事業については、引き続き、総合相談推進事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、積極的な取組みを図るとともに、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の実施を検討されたい。

なお、平成15年調査と平成19年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス施策を実施している自治体と実施していない自治体で、その減少率に大きな差があることが確認された（実施自治体：30%減、未実施自治体：8%減）。特に、ホームレス数の少ない自治体において、取組が低調であることから、ホームレス施策を実施していない自治体においては、ホームレスの自立を支援するために、事業の実施を積極的に検討されたい。（P. 30「資料3」参照）

(参考) これまでのホームレス対策の経過と今後のスケジュール

平成14年8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行
平成15年3月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 581市区町村で25,296人
平成15年7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示
平成19年4月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 552市区町村で18,564人
平成19年11月	全国調査(生活実態調査)の分析結果を公表
平成20年1月	ホームレスの概数調査の実施
3月～4月	概数調査結果の公表
7月末	新基本方針の告示

(参考) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（抜粋）

（平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省 告示第1号）

第3 ホームレス対策の推進方策

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

法附則第3条において、法の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるこ

とになっていることから、本基本方針についても策定後5年を目途に見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、5年間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しにあたっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

(3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。

(4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

「平成19年ホームレスの実態に関する全国調査
(生活実態調査)」の分析結果 (概要)

◇ 分析の視点

○調査対象者を野宿期間や支援制度の利用状況によってタイプ分けして分析

◇ 結果の要約

○野宿経験タイプ別の分布

- ・長期層 49% (今回の野宿が4年以上)
- ・新規参入層 33% (今回の野宿が4年未満で、初めての野宿も4年未満)
- ・再流入層 18% (今回の野宿が4年未満で、初めての野宿が4年以上前)

○年齢階層

- ・55～64歳、65歳以上の割合が増えており、全体として高齢化。
- ・長期層では55～64歳の割合の増加が大きく、新規参入層では45歳未満と65歳以上の割合が増えている。

○職業経験

- ・長期層、再流入層は建設技能従事者、建設作業従事者の割合が高い。
- ・新規参入層ではこのほか、サービス、販売、運輸・通信などの職種の割合が高くなっている。

○路上生活での仕事の状況

- ・「路上で収入を伴う仕事をしている」と答えた者の割合は、長期層で80%、再流入層で68%、新規参入層で60%となっている。
- ・仕事の種類は廃品回収の割合が最も高い。

○支援制度利用タイプ別の分布

a 制度利用なしタイプ ……………	34%	}	A 制度利用なし型	(34%)
b その他の支援利用タイプ ……………	21%		B 巡回相談・その他支援のみ活用型	(49%)
c 巡回相談員利用タイプ ……………	28%			
(その他の支援の利用も含まれる)				
d シェルター利用タイプ ……………	9%			
(その他の支援、巡回相談員の利用も含まれる)		C 自立支援センター等活用型(再路上型)	(18%)	
e 自立支援センター利用タイプ ……	9%			
(その他の支援、巡回相談員、シェルターの利用も含まれる)				

○野宿経験タイプ別の支援制度利用状況

- ・再流入層は、「C自立支援センター等活用型」の割合が高い。

○センターを利用した後に路上に戻った者のセンター退所理由

- ・「規則違反・自主退所・無断退所」による退所 (40.4%)
- ・「期限到来」による退所 (23.5%)
- ・就労による退所 (18.0%)

○生活保護は、全体の4分の1が利用経験があり、その5割以上は入院に際した利用となっている。

○今後の希望

- ・「きちんと就職して働きたい」とする者の割合が最も高いが、前回調査の49.7%から37.0%に減少。
 - 野宿経験タイプ別では、新規参入層で51%、再流入層で42%、長期層で27%となっている。
- ・「今のままでいい」とする者の割合は13.1%から18.3%に増加。
 - 野宿経験タイプ別では、新規参入層で9%、再流入層で17%、長期層で25%となっている。

○求職活動

- ・年齢階層が低くなるほど、「求職活動をしている」、「今後求職活動をする予定である」とする者の割合は高い。

○就職するために望む支援

- ・いずれの年齢階層、野宿経験タイプ、支援制度利用タイプにおいても、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」とする者の割合が最も高い。
- ・次いで「就職の際の身元保証の援助」、「自分たちにあった仕事先の開拓」とする割合が高い。

○自立支援センターの認知度

- ・年齢階層が低くなるほど、センターの存在を知っている割合（認知度）が高い。
- ・再流入層は、認知度、利用度が高い。

◇ まとめ

- 前回調査に比べ、全体としてホームレス数は減少しているが、地域によっては増加しているところもあり、ホームレス対策の検討にあたってはこれらの地域差に留意する必要がある。

- 今回調査では、新たにホームレスとなる新規参入層の割合が減少し、路上に長く留まる長期層や路上と屋根のある場所を行き来する再流入層の割合が増加していること等が確認された。

今後の対策については、これら3つの野宿経験タイプの特徴に留意しながら、きめ細かく検討を行う必要がある。

- 支援制度の利用度合いから現行の支援制度利用の問題点を検証すると、次の3つの課題が考えられる。

- ・ 第一は、A制度利用なし型への支援をどうするか。
- ・ 第二は、最も割合の高い、B巡回相談・その他支援のみ活用型への支援をどうするか。
- ・ 第三は、支援制度を活用して、一旦、路上から脱却したC自立支援センター等活用型（再路上型）の「再路上化」の原因や解決策をどうするか。

- ホームレスが就職するために望む支援については、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」、次いで「就職の際の身元保証の援助」、「自分たちにあった仕事先の開拓」とする者の割合が高い。

従来の自立支援に加え、多様なメニューの可能性を検討していくことが効果ある支援に結びついていくものと考えられる。

(資料2)

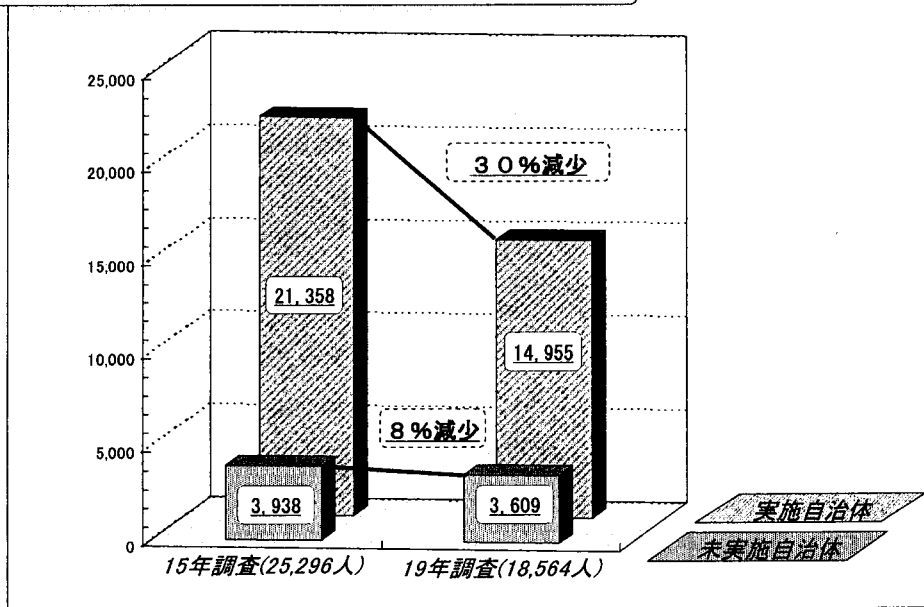
都道府県別のホームレス数

都道府県名	19年調査				15年調査	差引増△減
	男	女	不明	計		
北海道	139	9	13	161	142	19
青森県	7	0	0	7	16	△ 9
岩手県	25	4	3	32	18	14
宮城県	133	8	3	144	222	△ 78
秋田県	8	0	0	8	13	△ 5
山形県	10	1	0	11	24	△ 13
福島県	13	1	1	15	43	△ 28
茨城県	67	10	1	78	130	△ 52
栃木県	76	3	0	79	134	△ 55
群馬県	93	3	0	96	87	9
埼玉県	715	19	47	781	829	△ 48
千葉県	532	27	35	594	668	△ 74
東京都	4,577	113	0	4,690	6,361	△ 1,671
神奈川県	1,959	45	16	2,020	1,928	92
新潟県	45	4	2	51	74	△ 23
富山県	29	0	0	29	24	5
石川県	18	0	0	18	22	△ 4
福井県	39	2	0	41	24	17
山梨県	25	1	16	42	51	△ 9
長野県	25	3	1	29	37	△ 8
岐阜県	44	8	7	59	86	△ 27
静岡県	307	9	54	370	465	△ 95
愛知県	838	47	138	1,023	2,121	△ 1,098
三重県	50	6	5	61	46	15
滋賀県	27	5	0	32	57	△ 25
京都府	323	19	65	407	660	△ 253
大阪府	4,326	121	464	4,911	7,757	△ 2,846
兵庫県	475	13	139	627	947	△ 320
奈良県	20	2	0	22	14	8
和歌山県	66	2	2	70	90	△ 20
鳥取県	5	0	1	6	13	△ 7
島根県	7	0	0	7	4	3
岡山県	80	5	0	85	65	20
広島県	146	6	1	153	231	△ 78
山口県	21	1	1	23	33	△ 10
徳島県	31	2	0	33	14	19
香川県	33	1	0	34	46	△ 12
愛媛県	22	3	0	25	85	△ 60
高知県	20	2	1	23	23	0
福岡県	1,047	83	47	1,177	1,187	△ 10
佐賀県	30	10	1	41	41	0
長崎県	25	2	3	30	41	△ 11
熊本県	72	2	36	110	124	△ 14
大分県	43	2	0	45	39	6
宮崎県	29	3	3	35	22	13
鹿児島県	53	2	7	62	80	△ 18
沖縄県	153	7	7	167	158	9
合計	16,828	616	1,120	18,564	25,296	△ 6,732

ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移

- ▶ ホームレス施策を実施している自治体におけるホームレス数 → **30%減少**
- ▶ ホームレス施策を実施していない自治体におけるホームレス数 → **8%減少**

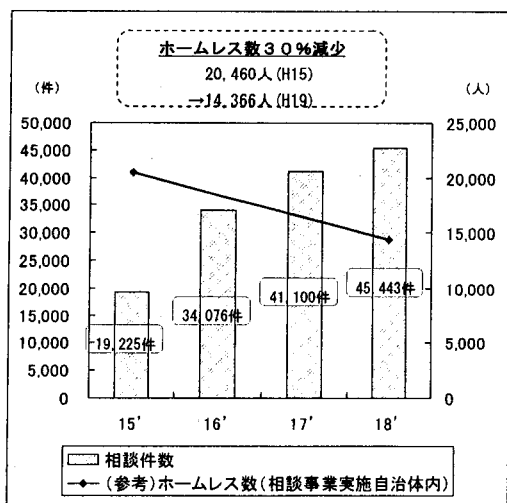
ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移(H15.1→H19.1)



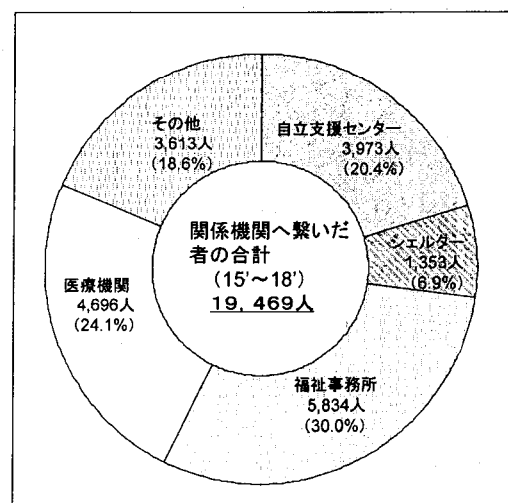
総合相談推進事業の実施状況(H15'～H18')

- ▶ 巡回相談等による相談活動を行った結果、15～18年度の4年間で**19,469人**の者を、ホームレス自立支援センター、シェルター、福祉事務所、医療機関等の関係機関へ繋ぎ、必要な援助を受けられるよう支援した。

相談件数の推移とホームレス数



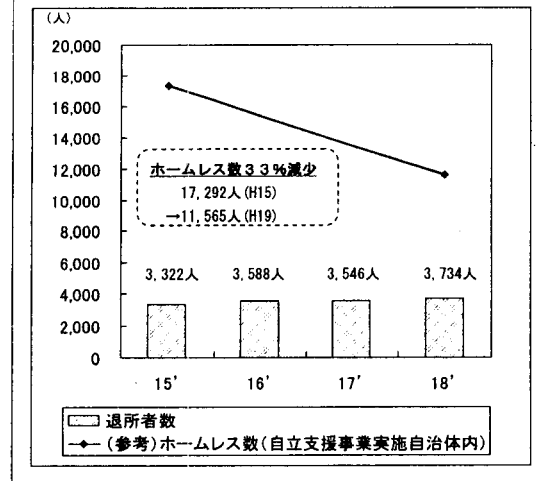
関係機関への連携状況



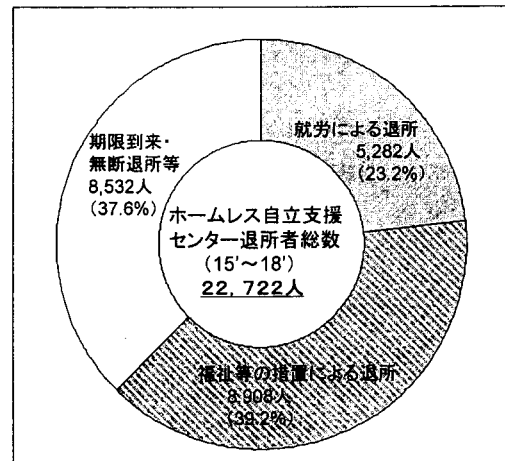
自立支援事業の実施状況(H15'～H18')

▷ 15～18年度のホームレス自立支援センター退所者22,722人のうち、約6割の14,190人が就労もしくは福祉等の措置により路上生活を脱却した。

就労、福祉等の措置によるセンター退所者数とホームレス数の推移



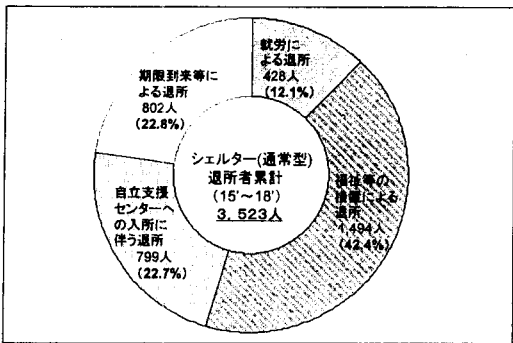
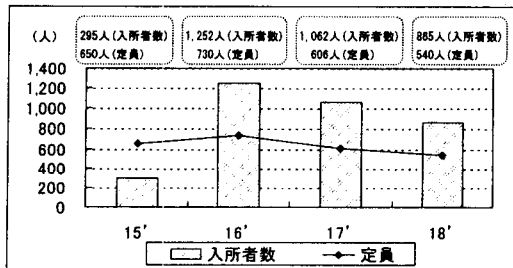
センター退所時の状況



緊急一時宿泊(シェルター)事業(H15'～H18')

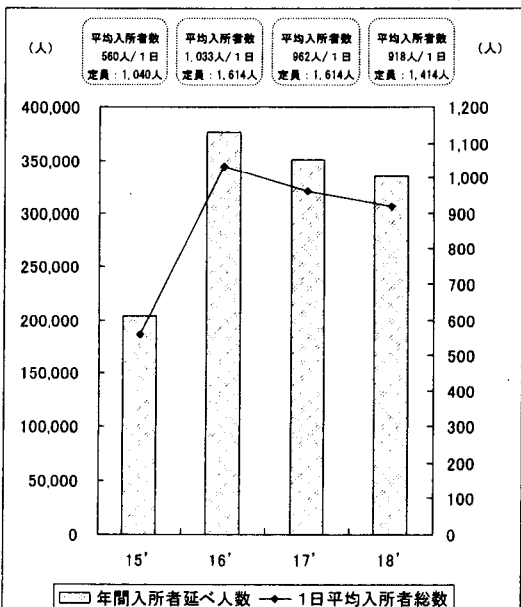
通常型

▷ 15～18年度で、2,721人の者がシェルターに一定期間滞在することにより、健康状態の回復等を図り、就労自立または福祉等の措置により路上生活を脱却している。



単泊型

▷ 1日に約900人の者が、緊急一時的にシェルターを利用し、健康状態の悪化を防止している。



3 消費生活協同組合制度の見直し等について

(1) 生協制度の見直しを踏まえた適正な運営の確保について

昨年の第166回通常国会において、「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案」を提出し、5月に可決成立し、公布されたところであり、本年4月1日（貸付事業に関する事項は、昨年12月19日）に施行されることとなっている。改正の趣旨及び主な内容は、以下のとおりであるが、各都道府県におかれては、改正生協法の内容をご理解の上、所管する生協に対し、その周知徹底を図り、円滑な施行に特段のご配慮をお願いするとともに、適正な運営体制が確保されるようご指導願いたい。

ア 改正の趣旨及び主な内容

(ア) 事業運営の規律強化に関する事項

生協は、事業規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大する中で、適正かつ迅速な意思決定が求められているが、改正前の生協法においては、「組合の内部組織に関する規定」や、「組合員の意思の反映」、「外部からの監視」を図るための制度が法令上の規定として十分整備されていなかったことから、改正生協法においては、事業の健全性を確保するとともに、組合員保護を図る観点から、事業運営の規律を強化することとした。

- ① 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ② 員外監事の設置の義務づけ
- ③ 行政庁による解散命令の強化（法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とした） 等

(イ) 事業の区域に関する事項

これまで地域による生協は、都道府県の区域を越えて設立することができないこととされていたが、モータリゼーションの進展等による生活圏の拡大等に伴い、同一の生活圏内に存在する他県生協の店舗等が利用できないという「県境問題」が発生していることから、改正生協法においては、地域による生協は、購買事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができることとした。

(ウ) 員外利用に関する事項

現在、組合員以外の者による事業の利用（員外利用）は原則禁止され、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可を得なければこれを行ってはならないとされているが、改正生協法においては、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用の原則禁止は引き続き維持することとする一方、員外利用させることができる場合を法令上定めるとともに、その場合の利用分量の額の上限を定めることとした。

(エ) 利用事業に関する事項

利用事業のうち、大きな位置を占めている医療・福祉事業については、その公共性にかんがみ、適正な事業実施が求められているとともに、子育て支援や家事援助など組合員による自主的な福祉活動が行われており、これらの取組を育てていくことが必要になっていることから、これを見直すこととした。

- ① 医療・福祉事業の法定化（生協法第10条第1項に定める事業の種類の一つとして、独立して明記）
- ② 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ③ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動に助成する事業を追加 等

(オ) 共済事業に関する事項

共済事業については、かつては慶弔見舞金程度のものであったが、近年では、契約件数の増加や共済種類の多様化により、保険及び共済全体に占める生協の共済事業の規模も大きくなっている。このような中、保険契約者の保護については、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき一定の規制が行われており、他の協同組合法についても、共済契約者の保護のための見直しが行われたところであり、改正生協法においては、生協における共済事業についても、契約者保護の観点から、必要な規制を整備することとした。

- ① 共済事業の健全性の確保
 - 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合の最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定
 - 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）
 - 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定
 - 契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合等については、共済数理の専門家による関与を義務付けることが適当であることから、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させることを規定 等
- ② 共済事業に係る透明性の確保
 - 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないことを規定
 - 共済事業を行う組合の外部監査（会計監査人の監査）について規定 等
- ③ 共済募集に係る契約者の保護
 - 組合やその役職員などに対して、共済契約の締結等に関して共済契約者等に対して虚偽のことを述べることを禁止するなど、共済募集時の行為規制を規定 等
- ④ 共済契約の包括移転および契約条件の変更
 - 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避するために、共済契約の包括移転および契約条件の変更について規定
- ⑤ 共済事業の円滑な事業運営の確保
 - 共済掛金及び共済金の最高限度については、定款の認可で足りることと規定 等

(カ) 貸付事業に関する事項（平成19年12月19日施行）

貸付事業については、生協法第10条第1項第4号の「組合員の生活の共済を図る事業」の一つとして行われているところであるが、改正前の生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないため、貸付けを受ける組合員の保護が十分に図れないおそれがあった。また、現在、生協が行う貸付事業については、貸金業法（昭和58年法律第32号）が適用されないこととなっており、貸付事業に関する規制が設けられていない中で、平成18年の貸金業の規制等に関する法律等の改正により、貸金業者としての登録が困難となった事業者が生協を設立して貸金業を行うおそれがある。

このため、改正生協法では、貸付けを受ける組合員の保護を図るとともに、貸金業者の流入防止を図り、貸付事業の適正な実施を確保するための規定を整備することとした。

- ① 参入条件（純資産額規制）の設定
- ② 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

イ 法改正に伴う政省令等のスケジュールについて

改正生協法の施行に関し、平成19年12月14日に「消費生活協同組合法施行令」等を公布し、貸付事業に係る内容については、同年12月19日に施行されたところである。また、貸付事業以外の内容に係る省令については、パブリックコメント手続きを実施したところであり、今月中に公布することとしており、関係通知についても公布後、直ちに発出することとしている。

(2) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(3) 健全な運営の確保等について

ア 先般、生協の取扱っている食品による薬物中毒事案が発生したところである。

本事案をめぐる一連の対応において、事案の早期発見、被害の拡大防止という観点から、様々な局面における生協の対応は、十分でなかったと認識しているところである。

したがって、生協は、コープ商品として、組合員に商品を提供した卸売業者及び小売業者としての立場及び組合員の生活の改善向上を図ることを目的とする立場から、今回の事案の対応について検証を行い、再発の防止と危機管理体制の強化を図る必要があると考えている。

このため、商品の販売者である日本生活協同組合連合会に対しては、問題の商品の回収等、今回の事案の対応に万全を期すとともに、原因究明と再発防止のため、第三者を加えた委員会を設け、検証を行うよう指示したところである。

厚生労働省としては、日本生活協同組合連合会において十分な検証とそれに基づく必要な体制整備等が図られ、組合員からの信頼が回復されるよう、必要な指導・助言を行うこととしており、各都道府県においても、所管生協に対し、同様の問題があった場合は、必要な指導・助言を願いたい。

イ 近年、保険会社における支払い漏れ等の問題が表面化したことを受けて、生協の共済事業についても、金融庁と同様の調査を行ったところ、多数の支払い漏れ等の発生が判明したところである。

厚生労働省としては、報告内容の精査・分析を行い、再発防止の指導を施していくこととしており、各都道府県においても、同様の問題がある場合は、指導の徹底をお願いする。

ウ 平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることと

なるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行って
いこうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に
則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

(4) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成19年度の調査については、4月を目途に調査結果表を公表することとして
いるので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成20年度の調査実施にあたっては、都道府県のご協力をお願いしたい。

イ 生協関係予算

(ア) 消費生活協同組合指導監督事業の創設について

平成20年度から、「セーフティーネット支援等対策事業費補助金」において
「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を創設したところである。

本事業は、検査マニュアルの作成や担当職員の研修等を行うことにより生協に
対する指導監督の充実強化を図るものである。

都道府県においては、本事業の趣旨を理解していただき、改正法の円滑な施行
を図るため、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

(イ) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

今年度をもって本調査委託費については、廃止することとなったのでご了承願
いたい。

(ウ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」（昭和28年法律第
13号）に基づき、実施してきたところであるが、今般の法改正と併せ廃止する
こととなったのでご了承願いたい。

4 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成20年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

(ア) 隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

(イ) 隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネ

ネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。

④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成20年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成20年度の全国民生委員児童委員大会は、兵庫県神戸市において開催することとしているので、ご了承願うとともに、管内市町村等への周知をお願いします。

平成20年度第77回全国民生委員児童委員大会

開催日：10月29日（水）～30日（木）

会 場：ワールド記念ホール（神戸市） 他

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成20年度の全国ボランティアフェスティバルは、新潟県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いします。

第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた

開催日：9月20日（土）～21日（日）

会 場：朱鷺メッセ（新潟市） 他

参 考 资 料

1 平成20年度地域福祉課予算(案)の概要

(地域福祉課)

事 項	平成19年度	平成20年度	差 引	備 考
	予 算 額	予 算 額(案)	増 △ 減 額	
	千円	千円	千円	
1 地域福祉の増進 (地域福祉増進事業)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セーフティネット支援対策等事業費補助金」 (平成20年度要求額:19,500,000千円の内数) </div>			○セーフティネット支援対策等事業費補助金 事業追加等
2 ホームレス対策				1 地域福祉活性化事業の創設 ・身近な地域における福祉の活性化を図る事業
				2 自立生活サポート事業の創設 ・地域における生活不安定者に対する自立支援体制の整備
				3 日常生活自立支援事業の拡充
				4 自立支援対応資金(生活福祉資金)の創設 ・自立支援プランの対象者に対する貸付
				5 消費生活協同組合指導監督事業 ・消費生活協同組合の指導監督体制の充実・強化
3 地方改善事業関係	7,165,572	7,055,645	△ 109,927	
(1)地方改善施設整備費	1,700,000	1,666,000	△ 34,000	
(2)地方改善事業費	5,465,572	5,389,645	△ 75,927	1 隣保館等運営事業費 5,315,115千円 → 5,239,625千円 2 生活館等運営事業費 150,457千円 → 150,020千円
4 自殺防止対策 (いのちの電話)	79,905	80,815	910	自殺防止相談窓口の普及・啓発、相談研修活動等の推進等
5 全国社会福祉協議会 活動の推進	114,982	113,760	△ 1,222	ボランティアセンター機能の充実・強化、 民生委員に対する情報支援等
6 消費生活協同組合	24,854	6,058	△ 18,796	
(1)消費生活協同組合 貸付金	15,000	—	△ 15,000	貸付金に関する法律廃止
(2)消費生活協同組合 運営状況調査委託費	9,854	—	△ 9,854	
(3)消費生活協同組合 運営状況調査	0	6,058	6,058	消費生活協同組合の実態調査等の実施
7 ホームレス全国概数調査 関係	38,949	33,818	△ 5,131	
8 民生委員手帳等作成費	51,101	7,743	△ 43,358	
9 その他(旧本省費)	11,879	8,673	△ 3,206	
合 計	7,487,242	7,306,512	△ 180,730	

2 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の開催状況

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」開催要綱

1. 趣旨

- 介護保険制度や障害者自立支援法の制定など、各種福祉施策の利用方式は措置から契約にかわり、利用者のニーズにあわせた分野別のフォーマルサービスの整備は進んでいる状況にある。
- また、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送れるよう、
 - ・ 介護保険制度では、地域密着型サービスの創設、
 - ・ 医療保険制度改革では、在宅医療の推進、
 - ・ 障害者自立支援法では、障害者の地域での自立、
 - ・ 精神障害者の地域への移行等が行われている。このように各制度において、地域への移行がキーワードとなっており、地域で支える仕組みの構築が求められている。
- 一方、少子高齢化が進んでいる中、地域におけるあらゆるニーズを全て、フォーマルサービスでカバーするには限界がある。特に
 - ・ 制度の外にある生活ニーズへの対応
 - ・ 制度の谷間にある者への対応
 - ・ 「孤独」への対応
 - ・ 制度から排除された者を社会としていかに受け入れるかというソーシャルインクルージョンの問題などは、地域で受け止め、対応していくことが必要である。
- このように、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策を検討するため、本研究会を開催する。

2. 主な検討項目

- (1) 地域福祉の意義と役割について
- (2) 地域福祉の現状について
- (3) 地域福祉に関する諸政策についての評価
- (4) 今後の目指すべき方向

3. 開催時期等

平成19年10月3日に第1回を開催し、年度内を目途に報告書を取りまとめる。

4. その他

研究会は、厚生労働省社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行う。

〈 参 考 〉

- 研究会メンバー 別紙1
- これまでの研究会の開催状況 別紙2

研究会メンバー

- 今田 高俊（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）
- 大橋 謙策（日本社会事業大学学長）
- 河西 英彦（横浜市鶴見区平安町町内会長）
- 金井 利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 木原 孝久（住民流福祉総合研究所所長）
- 清原 慶子（三鷹市長）
- 小林 良二（東洋大学社会福祉学科教授）
- 榊原 智子（読売新聞東京本社生活情報部）
- 佐藤 寿一（宝塚市社会福祉協議会事務局次長）
- 三本松 政之（立教大学コミュニティ福祉学部教授）
- 長谷川 正義（横浜市民生委員児童委員協議会会長）
- 和田 敏明（ルーテル学院大学教授）

（敬称略 50音順）

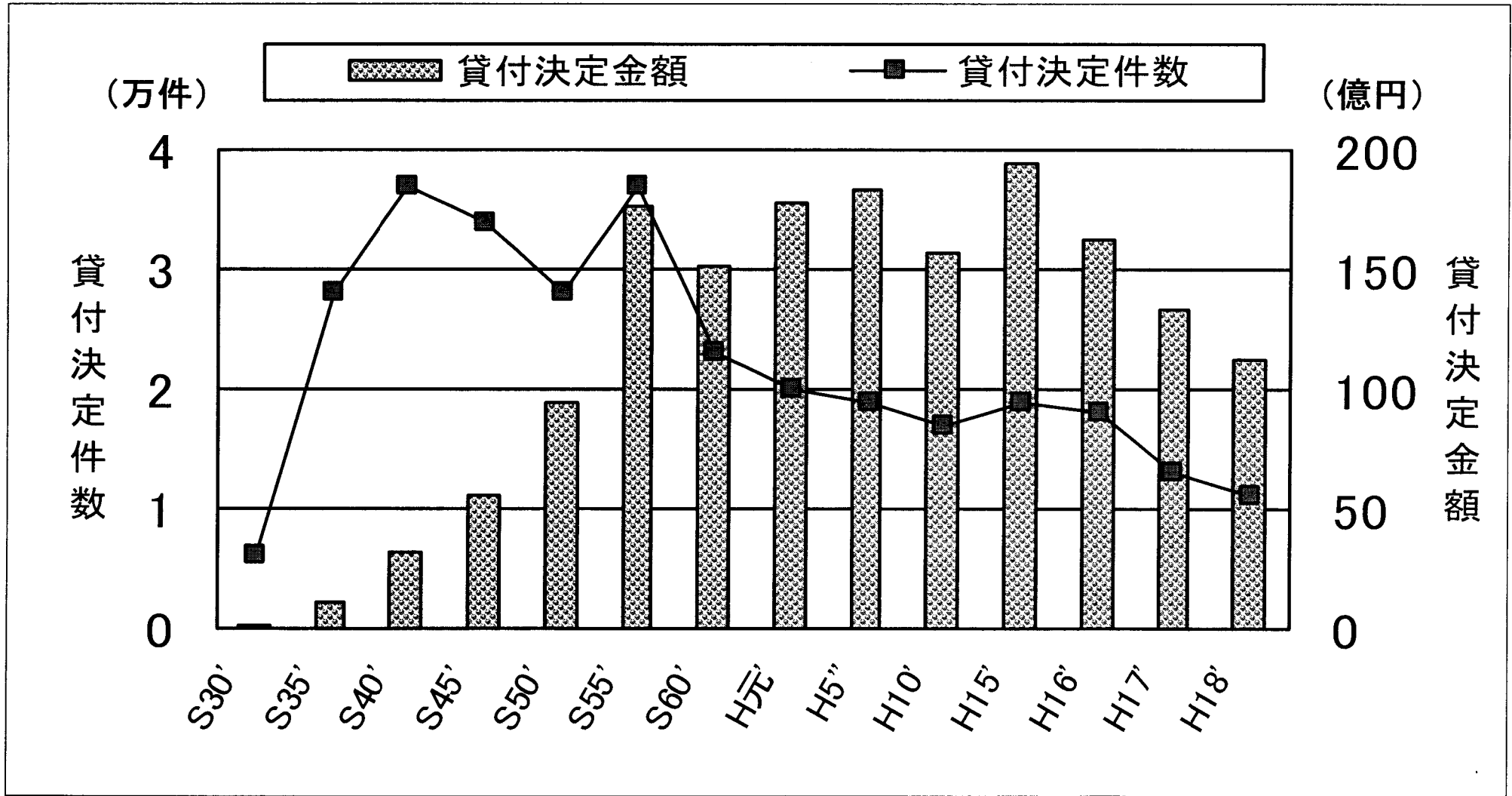
「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の開催状況

回	内 容	
	テーマ	既存施策のレビュー
第2回 (10月 19日)	<p>テーマ：「地域福祉が取り組むべき課題」</p> <p>報告者：○「地域の現状と課題」 地域福祉課 ○「高齢者虐待、孤立死の現状と課題」 老健局 ○「児童虐待の現状と課題」 雇児局 ○釧路地区たんぼぼの会 代表 岩淵雅子氏</p>	<p><社会福祉協議会></p> <p>・全国社会福祉協議会 地域福祉部長 渋谷篤男氏</p>
第3回 (11月 9日)	<p>テーマ：「地域の要支援者への支援のあり方について」</p> <p>報告者：○川崎市宮前区野川地区すずの会 代表 鈴木恵子氏 ○松戸市常磐平団地自治会 会長 中沢卓実氏</p>	<p><民生委員児童委員></p> <p>・全国民生児童委員連合会事務局 山田宜廣氏</p>
第4回 (11月 19日)	<p>テーマ：「地域福祉を進めるためのシステムのあり方について～地域福祉を更に発展させるためにはどうすればよいか」</p> <p>報告者：○全国コミュニティライフサポートセンター理事長 池田昌弘氏 ○三重県伊賀市社会福祉協議会 事務局長 平井俊圭氏</p>	<p><福祉サービス利用援助事業></p> <p>・世田谷区社会福祉協議会 (区成年後見センター) 係長 田邊仁重氏</p> <p><地域福祉計画></p> <p>・地域福祉課</p>
第5回 (12月 3日)	<p>テーマ「住民参加の推進について」</p> <p>報告者：○第一生命経済研究所 主任研究員 鈴木征男氏</p>	<p><ボランティア></p> <p>・大阪ボランティア協会 早瀬 昇氏</p>
第6回 (12月 14日)	<p>テーマ：「地域福祉活動を支える財源について」</p> <p>報告者：○花王株式会社 コーポレートコミュニケーション部門 社会貢献部長 嶋田実名子氏</p>	<p><共同募金></p> <p>・中央共同募金会 企画広報部長 島村糸子氏</p> <p><生活福祉資金></p> <p>・北海道社会福祉協議会生活支援課長 亀川義信氏</p>

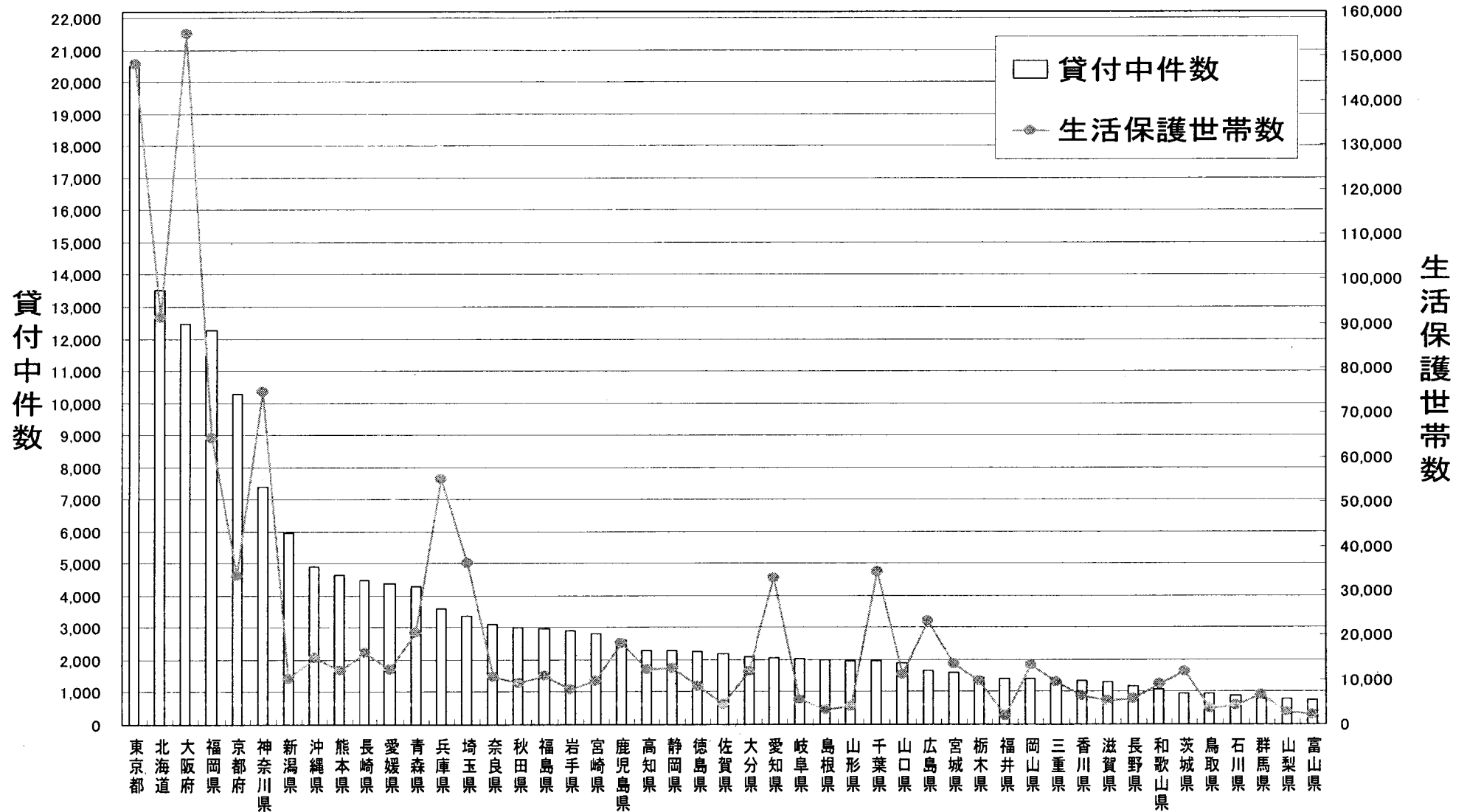
(1月 15日)	委員及び全国社会福祉協議会による茨城県日立市視察・意見交換会の実施
第7回 (1月 30日)	<p>テーマ：「地域における各種相談事業との関係について」</p> <p>報告者：○「地域包括支援センターにおける相談支援事業の現状」 老健局 ○「障害者関係相談支援事業の現状」 障害保健福祉部 ○「子育て等児童関係相談事業の現状」 雇児局 ○富士宮市地域包括支援センター センター長 土屋幸己氏</p>
第8回 (2月 18日)	報告書骨子案について
第9回 (2月 27日)	報告書素案について
第10回 (3月 14日)	報告書案について
第11回 (3月 27日)	報告書案について

3-(1) 生活福祉資金の貸付実績等

生活福祉資金貸付決定状況の推移



都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の関係(平成18年度末)



3-(2) 生活福祉資金の貸付決定件数等

(単位:千円)

	更生資金	身体障害者 更生資金	生活資金	福祉資金	住宅資金	修学資金	療養・介護等 資金	緊急小口 資金	災害保護 資金	離職者 支援資金	長期生活 支援資金	計
	(5,601)											(5,601)
昭和30年度	187,095											187,095
	(17,119)		(2,096)				(9,086)					(28,301)
35	796,191		58,276				269,176					1,123,643
	(12,175)	(3,400)	(131)		(6,376)	(4,103)	(5,693)		(4,750)			(38,628)
40	1,334,532	413,519	3,066		562,653	165,365	304,790		435,032			3,218,957
	(8,343)	(4,598)	(207)		(9,419)	(4,088)	(4,459)		(2,792)			(33,906)
45	1,779,946	1,123,975	15,694		1,704,677	171,191	448,083		395,929			5,639,495
	(5,487)	(4,511)	(357)	(2,401)	(7,989)	(5,339)	(1,733)		(634)			(28,451)
50	2,498,992	2,209,797	58,474		161,557	3,608,689	605,972		220,293			9,519,613
	(6,667)	(4,648)	(639)		(7,314)	(7,104)	(8,751)		(1,025)			(702)
55	4,757,878	3,609,227	241,546		1,283,117	4,546,645	2,874,506		160,608			17,745,525
	(4,008)	(2,623)	(585)	(369)	(3,766)	(10,089)	(1,184)					(22,995)
60	3,923,729	3,249,927	196,753		51,129	3,053,716	4,127,612		247,894			15,064,638
	(3,797)	(2,475)	(739)	(368)	(3,730)	(10,628)	(1,248)					(25,524)
61	3,884,160	3,323,474	298,028		54,818	3,388,460	4,472,878		288,101			16,079,420
	(2,976)	(2,155)	(634)	(374)	(3,054)	(10,771)	(1,072)		(606)			(21,642)
62	3,091,751	3,048,146	236,039		64,867	3,007,247	4,840,970		511,103			15,060,924
	(2,321)	(1,964)	(558)	(421)	(2,523)	(9,925)	(837)					(18,733)
63	2,348,155	2,826,599	214,077		83,653	2,604,416	4,920,193		199,999			13,355,895
	(1,842)	(2,453)	(547)	(2,889)	(2,394)	(8,873)	(752)		158,603			(19,938)
平成元	2,078,514	3,929,044	243,390		3,738,949	2,736,109	4,685,064		191,364			17,763,681
	(1,576)	(2,417)	(481)	(3,762)	(2,680)	(8,349)	(607)		161,247			(20,153)
2	1,920,100	3,980,508	220,294		4,870,932	3,335,921	4,786,802		161,189			19,534,015
	(1,454)	(2,208)	(442)	(2,955)	(2,853)	(8,418)	(527)					(19,958)
3	1,755,958	3,628,347	195,863		3,334,501	3,664,388	5,285,840		146,820			18,963,870
	(1,252)	(1,614)	(469)	(2,304)	(2,340)	(8,537)	(535)		952,153			(17,181)
4	1,515,836	2,670,315	221,556		2,448,434	3,202,870	5,807,372		146,897			16,168,342
	(1,393)	(1,524)	(537)	(2,441)	(2,313)	(9,693)	(524)		154,062			(18,852)
5	1,734,729	2,657,133	279,027		2,595,635	3,304,969	7,082,797		145,142			18,347,327
	(1,324)	(1,187)	(490)	(2,278)	(1,886)	(10,353)	(450)		547,895			(18,189)
6	1,621,672	2,129,437	235,528		2,441,254	2,764,055	7,785,462		128,715			17,387,904
	(1,149)	(1,040)	(420)	(2,063)	(1,664)	(10,515)	(419)		281,781			(17,375)
7	1,480,572	1,897,686	217,351		2,187,638	2,598,738	8,437,826		121,681			17,071,525
	(1,025)	(885)	(471)	(2,126)	(1,478)	(11,074)	(523)		130,033			(17,639)
8	1,176,232	1,639,076	217,878		2,294,926	2,317,547	9,136,683		144,630			16,998,489
	(938)	(744)	(458)	(1,783)	(1,123)	(11,152)	(529)		71,517			(16,827)
9	1,254,489	1,429,645	233,389		1,853,716	1,739,458	9,409,708		146,920			16,188,729
	(892)	(604)	(475)	(1,917)	(999)	(11,377)	(556)		121,404			(16,892)
10	1,213,532	1,117,152	242,898		1,836,333	1,498,684	9,609,419		152,805			15,746,692
	(859)	(450)	(435)	(1,695)	(731)	(9,217)	(493)		75,869			(14,017)
11	1,183,861	797,802	210,346		1,594,191	1,068,703	7,654,622		136,734			12,789,886
	(656)	(357)	(2,140)	(1,772)	(580)	(7,802)	(538)		143,627			(13,893)
12	810,858	612,150	527,430		1,546,506	857,087	6,091,731		146,427			10,643,235
	(563)	(293)	(308)	(1,448)	(477)	(7,921)	(431)		51,246			(11,523)
13	580,154	497,376	149,003		1,253,316	721,421	6,182,824		120,024			9,600,950
	(585)	(246)	(402)	(1,524)	(412)	(9,090)	(691)		96,832			(17,598)
14	583,419	413,681	197,365		1,246,518	531,153	7,258,703		168,966			15,954,414
	(547)	(199)	(12)	(1,453)	(364)	(8,758)	(863)		1,420			(19,128)
15	574,783	310,274	6,620		1,098,636	512,525	6,771,766		97,458			19,548,489
	(524)	-	-	(1,362)	(296)	(7,641)	(639)		50,631			(17,955)
16	703,108	-	-		1,029,262	406,685	6,499,805		396,015			16,151,050
	(481)	-	-	(1,197)	(232)	(7,163)	(581)		201,784			(12,681)
17	597,813	-	-		855,855	364,076	6,431,171		405,859			13,441,201
	(355)	-	-	(1,044)	(185)	(6,664)	(484)		75,125			(11,034)
18	456,727	-	-		737,727	293,956	5,818,920		331,129			11,263,005
	-	-	-	-	-	-	-		55,428			-
	-	-	-	-	-	-	-		38,407			-
	-	-	-	-	-	-	-		1,393,804			-
	-	-	-	-	-	-	-		2,136,907			-

(注) 1.()内は、件数を示す。
 2.生活資金には、昭和35年度まで家屋補修費が含まれている。
 3.昭和46年度までの生活資金の出産費、葬祭費及び住宅資金の転宅費は昭和47年度以降福祉資金として貸付けられている。
 4.離職者支援資金の平成14年度分には、一部平成13年度分を含む。

3 - (3) 平成18年度 生活福祉資金 貸付決定件数及び金額

(単位：件)

(単位：千円)

NO.	都道府県	貸付決定件数	貸付決定金額
1	北海道	814	692,665
2	青森県	244	290,068
3	岩手県	213	230,752
4	宮城県	71	76,780
5	秋田県	231	248,647
6	山形県	153	180,478
7	福島県	308	208,821
8	茨城県	127	96,890
9	栃木県	94	115,865
10	群馬県	53	76,435
11	埼玉県	147	181,320
12	千葉県	300	356,794
13	東京都	1,547	1,647,543
14	神奈川県	379	393,145
15	新潟県	201	134,892
16	富山県	103	78,310
17	石川県	93	79,243
18	福井県	53	63,190
19	山梨県	9	10,945
20	長野県	153	133,379
21	岐阜県	154	84,586
22	静岡県	172	127,335
23	愛知県	106	213,934
24	三重県	54	69,010
25	滋賀県	114	125,508
26	京都府	758	585,615
27	大阪府	1,486	2,008,976
28	兵庫県	376	356,544
29	奈良県	392	298,295
30	和歌山県	17	36,463
31	鳥取県	20	13,522
32	島根県	141	119,595
33	岡山県	62	44,182
34	広島県	93	58,875
35	山口県	92	74,065
36	徳島県	171	219,455
37	香川県	22	33,695
38	愛媛県	195	181,276
39	高知県	71	58,858
40	福岡県	317	424,568
41	佐賀県	7	7,529
42	長崎県	335	311,341
43	熊本県	120	109,930
44	大分県	58	47,166
45	宮崎県	68	66,260
46	鹿児島県	111	97,897
47	沖縄県	229	192,363
合計		11,034	11,263,005

**生活福祉資金制度・離職者支援資金制度の
適正な運営に向けた取り組みを継続**

福岡県社会福祉協議会では、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が経済的に自立し、安定した生活を送れるようになることを目指し、生活福祉資金貸付制度による資金の貸付と、必要な援助指導を行っています。

また、離職者支援資金貸付制度により、生計中心者が失業したために、生計の維持が困難となった世帯に対し、月額20万円以内の貸付を行っています。

償還については、市区町村社会福祉協議会や借受人が居住する地区の民生委員の方々に協力をいただいています。償還開始当初から回収が非常に困難である場合が多いため、本会では、適切な債権回収を継続して行うことで回収実績をあげています。

生活福祉資金

本会では、諸事情により長期間償還が滞っている債務者には、市区町村社協の協力を得て、呼び出

しでの償還指導を実施し、呼び出しに応じない滞納者については、夜間、休日を問わず自宅訪問での償還指導を行っています。

それでもなお、償還せず、最終償還期限日が過ぎても滞納を続けている債権は、平成18年度から催告書を直接送付しています。

催告書の効果を高めるために、郵送物は①振込取扱票2枚（残額一括分と白紙）②償還滞納理由書③償還残額のお知らせを同封しています。

催告書を送付しても償還がなく、「償還滞納理由書」の提出もない場合は、「赤色」の封筒で2度目の催告書を全ての債務者（連帯保証人を含む）に送付しました。

その結果、235件が償還を完了し、818件が償還を再開、合計241万3761円（平成19年12月31日現在）の償還実績を得ることができました。

また、「償還滞納理由書」により、滞納する借受人の状況がわかり、世帯の状況に応じた適切な指導ができるようになりました。

期限後債権	3973件	17億円..
催告対象債権	2,590件	11億円..
償還完了	235件..	
分割償還再開	818件..	
合計	1,053件..	
償還実績額		
元金	79,045,521円..	
貸付利息	2,303,459円..	
延滞利息	21,064,781円..	
合計	102,413,761円..	

【生活福祉資金の回収実績】

償還もせず、滞納理由書も提出しない債務者には、自宅訪問等を実施し、5月15日から6月24日にかけて、1回目の自宅訪問（償還指導）を実施しました。（51件、22市区町村、63世帯88人）それにもかかわらず、誓約書の提出も償還もなかった債権には、7月11日から8月9日にかけて2回目の自宅訪問を実施しました。（21件、14市区町村、29世帯35人）その結果、33件と面談でき、25件の誓約書の提出がありました。

このような取り組みを行うことで、就労状況や資産等の状況が把握でき、悪質な債務者には、現行法的手続きの準備を行っています。

また、催告に応じない債務者には、本会会長と顧問弁護士連名での催告を12月に実施しました。平成20年度は、それでも反応のない債務者の自宅を順次訪問し、悪質な債務者

には法的手続きを実施します。今後もこれらの取り組みを継続していきます。

職者支援資金

本会では、離職者支援資金の償還率は年々低下していることから、8月に6ヶ月以上償還がない債権507件（2億9219万2653円）に対し、「黄色」封筒での督促を実施しました。

その結果、12月末現在で133件（26%）の償還があり、194件（38%）の滞納理由書の提出がありました。そのうち1件が償還を完了し、132件が分割償還を再開しました。133件1226万9772円の償還実績を得ることができました。

平成20年度からは、県内4ブロックでの呼び出しによる償還指導も予定しており、離職者支援資金の償還率向上に向けて、適正な運営に取り組んでいきます。

問い合わせ先

生活福祉資金部生活福祉資金課
☎（092）584・3377

4 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成17年度	契約件数	4,497	1,096	1,168	486	7,247	2,540
	構成比(%)	62.1(%)	15.1(%)	16.1(%)	6.7(%)	100(%)	35.0(%)
平成18年度	契約件数	3,062	717	834	275	4,888	1,637
	構成比(%)	62.6(%)	14.7(%)	17.1(%)	5.6(%)	100(%)	33.5(%)
平成19年 4月～11月	契約件数	3,670	825	917	339	5,751	1,996
	構成比(%)	63.8(%)	14.3(%)	15.9(%)	5.9(%)	100(%)	34.7(%)
平成19年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	13,939	4,657	4,501	1,425	24,533	-
	構成比(%)	56.8(%)	19.0(%)	18.4(%)	5.8(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成19年11月末

対象者 事項	本事業の利用に関するもの				その他	計
	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計	1,233,045	366,494	449,472	122,098	79,647	2,250,756
北海道	9,512	4,427	4,602	1,052	642	20,235
青森県	6,614	2,529	2,190	1,152	50	12,535
岩手県	19,673	9,743	9,614	1,601	116	40,747
宮城県	15,514	13,998	16,275	2,174	1,088	49,049
秋田県	7,916	1,316	1,812	176	139	11,359
山形県	8,744	2,261	1,681	873	629	14,188
福島県	6,058	1,997	1,769	712	249	10,785
茨城県	6,890	2,244	2,840	246	169	12,389
栃木県	6,615	1,974	1,340	1,021	857	11,807
群馬県	11,421	2,506	3,139	941	6,018	24,025
埼玉県	19,122	3,042	7,617	1,693	844	32,318
千葉県	20,016	1,989	3,594	1,405	799	27,803
東京都	265,786	25,934	74,029	16,940	10,317	393,006
神奈川県	72,482	12,441	15,258	8,869	6,158	115,208
新潟県	27,248	9,295	10,161	1,002	494	48,200
富山県	21,202	2,303	6,020	2,205	676	32,406
石川県	12,539	3,596	3,033	260	1,736	21,164
福井県	5,218	1,720	962	416	1,580	9,896
山梨県	5,160	4,589	2,966	1,099	287	14,101
長野県	21,050	10,641	12,787	2,591	2,186	49,255
静岡県	9,331	2,094	2,197	1,763	5,667	21,052
岐阜県	4,628	2,137	1,159	427	354	8,705
愛知県	40,160	9,419	11,060	-	-	60,639
三重県	15,224	12,679	6,805	1,470	338	36,516
滋賀県	55,824	40,734	37,375	10,360	1,200	145,493
京都府	52,980	18,780	17,335	10,160	501	99,756
大阪府	52,340	16,757	18,789	3,932	7,483	99,301
兵庫県	11,951	3,435	3,493	1,204	7,983	28,066
奈良県	5,101	1,459	2,632	741	77	10,010
和歌山県	31,693	10,289	14,256	2,582	454	59,274
鳥取県	2,666	1,412	714	207	136	5,135
島根県	4,907	2,849	3,850	190	337	12,133
岡山県	12,464	3,836	3,714	887	585	21,486
広島県	15,453	5,588	8,340	1,520	1,326	32,227
山口県	5,596	1,136	1,175	1,586	5,825	15,318
徳島県	3,308	1,599	1,207	574	361	7,049
香川県	14,645	8,486	6,737	921	194	30,983
愛媛県	5,951	2,979	4,553	1,304	154	14,941
高知県	11,276	5,125	2,649	730	127	19,907
福岡県	11,739	2,095	1,676	1,206	2,505	19,221
佐賀県	3,655	790	1,431	1,196	118	7,190
長崎県	10,941	8,311	5,009	653	1,287	26,201
熊本県	6,976	1,777	2,210	2,217	247	13,427
大分県	8,261	2,186	1,800	434	184	12,865
宮崎県	6,271	5,645	4,639	1,472	406	18,433
鹿児島県	6,537	1,258	1,899	700	330	10,724
沖縄県	30,349	17,876	27,476	3,595	587	79,883
札幌市	15,858	4,204	7,099	1,585	2,644	31,390
仙台市	1,388	354	987	405	291	3,425
さいたま市	2,954	468	519	181	12	4,134
千葉市	7,255	159	266	1,988	-	9,668
川崎市	7,603	985	1,036	842	70	10,536
横浜市	17,083	1,703	2,664	3,466	30	24,946
新潟市	1,812	1,429	243	76	18	3,578
静岡市	1,581	490	398	502	1,390	4,361
浜松市	615	85	332	91	-	1,123
名古屋市	16,015	6,159	7,821	1,115	77	31,187
京都市	9,815	3,217	3,527	634	4	17,197
大阪市	119,188	30,044	39,354	8,207	-	196,793
堺市	480	461	136	40	20	1,137
神戸市	2,805	416	4,936	3,763	-	11,920
広島市	14,481	6,557	3,616	269	-	24,923
北九州市	1,692	273	313	420	133	2,831
福岡市	3,413	214	356	55	1,158	5,196

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成19年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		27,424	6,507	6,536	2,470	43,287	14,465
北海道		281	95	119	-	495	329
青森県		532	93	99	60	784	368
岩手県		557	215	224	48	1,044	403
宮城県		279	153	158	32	622	229
秋田県		232	24	25	1	282	105
山形県		376	80	61	71	588	249
福島県		121	41	26	22	210	65
茨城県		420	63	86	13	582	151
栃木県		583	208	88	4	883	295
群馬県		742	121	133	-	996	264
埼玉県		638	115	151	38	942	403
千葉県		571	46	101	58	776	239
東京都		2,674	186	371	89	3,320	602
神奈川県		969	127	153	212	1,811	577
新潟県		566	148	200	-	914	244
富山県		200	25	49	21	295	81
石川県		195	35	29	2	261	60
福井県		256	83	38	21	398	112
山梨県		247	123	92	114	576	78
長野県		406	151	139	75	771	160
静岡県		410	103	91	137	741	189
岐阜県		340	92	55	19	506	103
愛知県		857	143	139	-	1,139	252
三重県		500	185	165	33	883	227
滋賀県		600	326	206	166	1,298	171
京都府		304	63	57	25	449	180
大阪府		1,100	371	391	127	1,989	711
兵庫県		415	102	89	12	618	232
奈良県		127	30	28	18	203	63
和歌山県		504	126	160	19	809	240
鳥取県		356	167	56	18	597	200
島根県		453	226	187	11	877	277
岡山県		469	108	143	25	745	228
広島県		551	160	211	63	985	378
山口県		926	146	211	79	1,362	424
徳島県		197	61	46	27	331	133
香川県		368	185	143	28	724	224
愛媛県		309	69	142	87	607	228
高知県		259	196	77	13	545	121
福岡県		461	82	44	-	587	162
佐賀県		288	63	90	59	500	109
長崎県		557	140	164	22	883	298
熊本県		410	95	79	109	693	211
大分県		522	83	75	35	715	303
宮崎県		422	207	130	98	857	353
鹿児島県		573	62	85	56	776	287
沖縄県		266	112	159	27	564	306
札幌市		153	25	54	23	255	164
仙台市		101	42	97	1	241	121
さいたま市		93	11	12	5	121	72
千葉市		74	3	5	29	111	43
川崎市		361	51	54	44	510	300
横浜市		211	31	31	39	312	89
新潟市		42	15	12	-	69	29
静岡市		66	25	29	32	152	28
浜松市		58	15	28	18	119	29
名古屋		475	104	84	1	664	249
京都市		282	71	60	14	427	280
大阪市		1,023	172	184	61	1,440	838
堺市		7	9	2	-	18	9
神戸市		470	13	16	-	499	243
広島市		194	34	37	-	265	106
北九州市		176	30	35	9	250	89
福岡市		249	21	31	-	301	152

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

※神奈川県は平成11年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

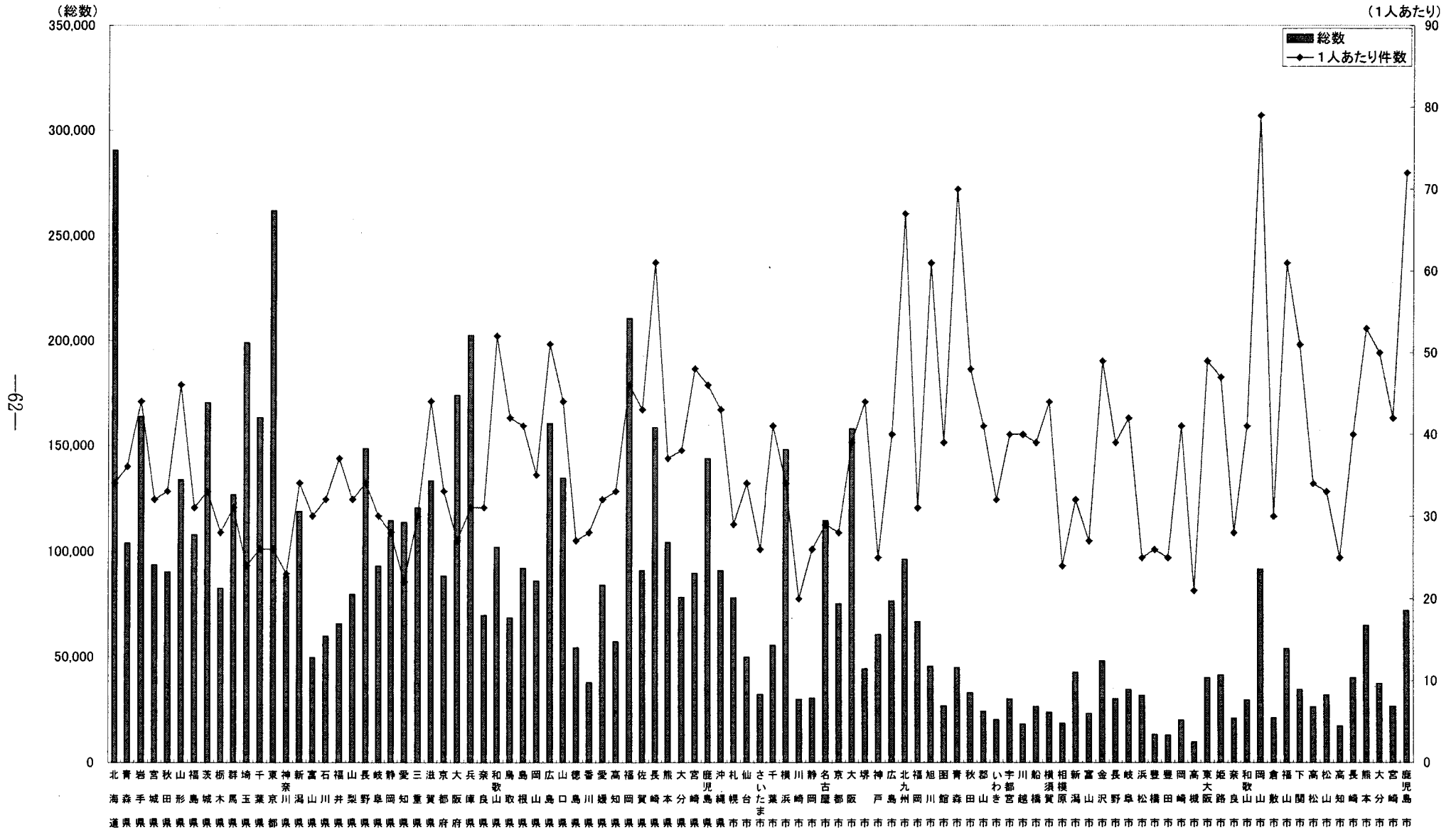
③現在の実利用人数

平成19年11月末現在

事項	対象者		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	件数	合計					
			13,939	4,657	4,501	1,425	24,522
北海道			140	60	82	-	282
青森県			296	55	59	35	445
岩手県			285	157	177	21	640
宮城県			135	106	96	23	360
秋田県			126	15	17	-	158
山形県			191	58	50	50	349
福島県			67	35	21	17	140
茨城県			231	40	61	8	340
栃木県			317	137	60	1	515
群馬県			380	91	89	-	560
埼玉県			315	67	98	18	498
千葉県			242	25	64	43	374
東京都			1,404	127	280	43	1,854
神奈川県			302	73	60	79	514
新潟県			266	97	108	-	471
富山県			99	23	35	15	172
石川県			109	33	24	1	167
福井県			152	64	30	14	260
山梨県			125	90	69	35	319
長野県			233	118	110	46	507
静岡県			121	66	42	78	307
岐阜県			170	77	44	17	308
愛知県			271	98	87	-	456
三重県			268	155	141	28	592
滋賀県			355	260	164	86	865
京都府			124	44	49	16	233
大阪府			565	265	246	-	1,076
兵庫県			194	88	56	11	349
奈良県			73	23	17	10	123
和歌山県			208	51	93	13	365
鳥取県			65	35	16	7	123
島根県			195	158	133	8	494
岡山県			216	77	91	15	399
広島県			211	93	117	34	455
山口県			449	104	139	54	746
徳島県			115	47	40	18	220
香川県			100	75	50	6	231
愛媛県			87	38	95	51	271
高知県			165	170	65	12	412
福岡県			200	45	18	-	263
佐賀県			65	21	35	30	151
長崎県			325	88	118	14	545
熊本県			250	79	57	70	456
大分県			284	52	39	23	398
宮崎県			232	161	92	72	557
鹿児島県			338	42	67	39	486
沖縄県			155	89	118	21	383
札幌市			110	28	30	6	174
仙台市			71	47	85	1	204
さいたま市			52	11	10	2	75
千葉市			37	1	2	20	60
川崎市			218	40	40	36	334
横浜市			143	28	28	42	241
新潟市			38	15	12	-	65
静岡市			91	28	37	37	193
浜松市			46	11	25	18	100
名古屋			303	103	75	-	481
京都市			177	71	49	12	309
大阪市			828	177	182	62	1,249
堺市			21	23	8	-	52
神戸市			223	12	15	-	250
広島市			108	30	25	-	163
北九州市			128	39	27	7	201
福岡市			129	21	32	-	182

5 民生委員・児童委員の活動状況(平成18年度)

(1) 都道府県・指定都市・中核市別 相談・指導活動件数



出典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

民生委員の一斉改選の状況

- 平成19年12月1日に、3年に一回の民生委員の一斉改選が実施された。
- 全国の改選状況は以下のとおり。

単位：人

区 分	定 数	委嘱者数	欠 員	充足率
平成19年3月31日現在	229,923	226,821	▲ 3,102	98.7%
平成19年12月1日現在	232,103	227,284	▲ 4,819	97.9%

6 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について
(平成19年8月10日付関係課長通知概要)

新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があったことから、平成19年8月10日付関係部局の課長連名通知を各都道府県・指定都市・中核市宛発出し、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施についての取組を早急を実施することを求めた。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握について

要援護者として想定される高齢者や障害者等の情報については、市町村の福祉関係部局において、要介護認定情報や障害程度区分情報等により情報把握に努めること。

2 要援護者情報の共有について

- (1) 災害時に要援護者の避難支援等を行うため、日頃から、個人情報保護に配慮しつつ防災関係部局と連携して、要援護者情報について自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有を図ること。
- (2) 市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮すること。

3 要援護者支援について

(1) 平常時における支援

民生委員児童委員による、日常的な見守り活動や相談・支援活動等に積極的に取組み、情報の把握に努め、各市町村の福祉関係部局においては、民生委員児童委員を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるような体制づくりを行うこと。

(2) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築すること。

4 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。

7 市町村地域福祉計画の策定について

(平成19年8月10日付社会・援護局長通知概要)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付関係課長通知）」において、要援護者の支援方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたが、同日付の社会・援護局長通知において、計画に盛り込むべき具体的な事項を示した。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記。

2 要援護者情報の共有に関する事項

(1) 関係機関間の情報共有方法

要援護者情報については、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記。

(2) 情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど、要援護者情報更新のための具体的方法を明記。

3 要援護者の支援に関する事項

(1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について具体的に明記。

(2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が、緊急対応が発生した際、各市町村の担当部局に円滑な報告がされるよう役割分担と連絡体制について具体的に明記。

8 「いのちの電話」相談電話番号一覧

平成20年2月現在

所在都道府県	名称	相談電話番号	相談受付時間
北海道	旭川のいのちの電話	0166-23-4343	24時間
北海道	北海道いのちの電話	011-231-4343	24時間
青森県	あおもりいのちの電話	0172-33-7830	12:00～21:00
秋田県	秋田いのちの電話	018-865-4343	12:00～21:00（日曜日を除く）
岩手県	盛岡いのちの電話	019-654-7575	12:00～21:00（月～土）、12:00～18:00（日）
宮城県	仙台いのちの電話	022-718-4343	24時間
山形県	山形いのちの電話	023-645-4343	13:00～22:00
福島県	福島いのちの電話	024-536-4343	10:00～22:00
新潟県	新潟いのちの電話	025-288-4343	24時間
長野県	長野いのちの電話	026-223-4343	11:00～22:00
長野県	長野いのちの電話・松本	0263-29-1414	
群馬県	群馬いのちの電話	027-221-0783	9:00～21:30、24時間（第2金曜日・毎月10日）
栃木県	栃木いのちの電話	028-643-7830	7:00～21:00（月～木）、24時間（金～日）
栃木県	足利いのちの電話	0284-44-0783	15:00～21:00
茨城県	茨城いのちの電話	029-855-1000	24時間
茨城県	茨城いのちの電話・水戸	029-255-1000	13:00～20:00
埼玉県	埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間
千葉県	千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
東京都	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間
東京都	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10:00～21:00
東京都	東京英語いのちの電話	03-5774-0992	9:00～23:00、24時間（金・土）
神奈川県	川崎いのちの電話	044-733-4343	24時間
神奈川県	横浜いのちの電話	045-335-4343	24時間
山梨県	山梨いのちの電話	055-221-4343	16:00～22:00
静岡県	静岡いのちの電話	054-272-4343	15:00～21:00（月～金）
静岡県	浜松いのちの電話	053-473-6222	10:00～21:00（日～火・祝日） 10:00～0:00（水～土）
岐阜県	岐阜いのちの電話協会	058-297-1122	16:00～22:00（日） 19:00～22:00（月～土）
愛知県	名古屋いのちの電話協会	052-971-4343	24時間
三重県	三重いのちの電話協会	059-221-2525	18:00～23:00
京都府	京都いのちの電話	075-864-4343	24時間
奈良県	奈良いのちの電話協会	0742-35-1000	24時間
大阪府	関西いのちの電話	06-6309-1121	24時間
兵庫県	神戸いのちの電話	078-371-4343	8:30～20:30（月～金） 24時間（土）、9:30～16:30（日・祝）
兵庫県	はりまいのちの電話	079-222-4343	14:00～1:00
和歌山県	和歌山いのちの電話協会	073-424-5000	10:00～22:00
鳥取県	鳥取いのちの電話	0857-21-4343	12:00～21:00
島根県	島根いのちの電話	0852-26-7575	9:00～22:00 9:00～24:00（土）、0:00～22:00（日）
岡山県	岡山いのちの電話協会	086-245-4343	24時間
広島県	広島いのちの電話	082-221-4343	24時間
徳島県	徳島いのちの電話	088-623-0444 0883-52-4440	9:30～0:00
香川県	香川いのちの電話協会	087-833-7830	24時間
愛媛県	愛媛いのちの電話	089-958-1111	12:00～22:00 （毎月1～10日は12:00～翌朝6:00）
高知県	高知いのちの電話協会	088-824-6300	9:00～21:00
福岡県	北九州いのちの電話	093-671-4343	24時間
福岡県	福岡いのちの電話	092-741-4343	24時間
佐賀県	佐賀いのちの電話	0952-34-4343	24時間
長崎県	長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00
熊本県	熊本いのちの電話	096-353-4343	24時間
大分県	大分いのちの電話	097-536-4343	24時間
鹿児島県	鹿児島いのちの電話協会	099-250-7000	24時間
沖縄県	沖縄いのちの電話	098-868-8016	10:00～23:00

9 消費生活協同組合(生協)制度の改正について

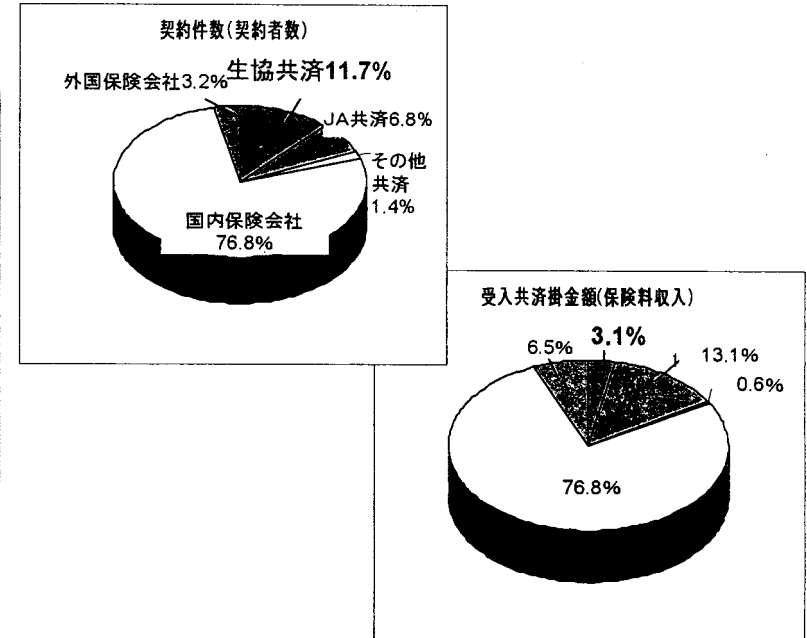
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,097組合 のべ組合員数6,032万人(H18年)
- 共済事業(*実施組合数442組合 うち元受共済組合は140組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数718組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数595組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

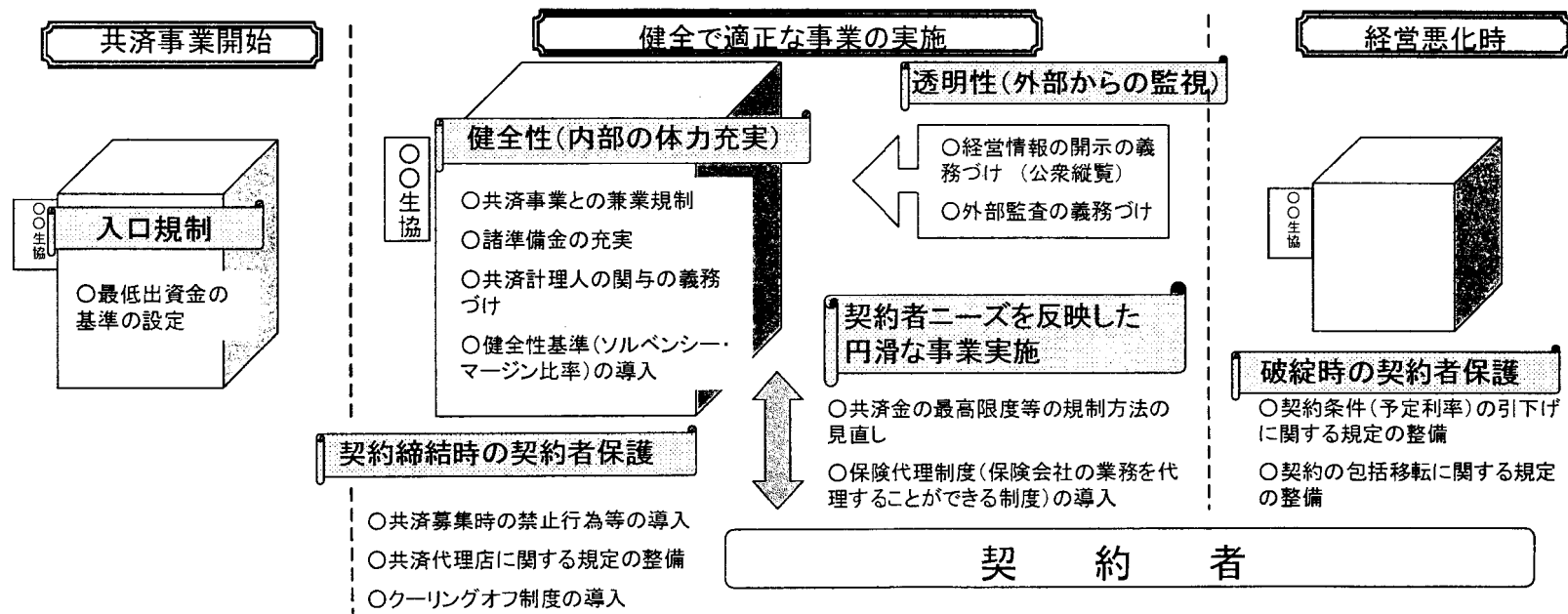
- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要 *	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可 不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠償共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))